

令和6年度版
福島 の 環 境

第1部 総説

第2部 環境施策編

—令和5年度事業報告—



福島市



福島市環境基本条例 前文

私たちのまち福島は、東に丘陵状の阿武隈山地、西には磐梯朝日国立公園を擁する吾妻連峰に囲まれた福島盆地の中に開け、荒川、松川、摺上川等の河川が市域の東を北に向けて流れる阿武隈川に注いでいる。

市域の中央には、緑につつまれた信夫山が位置し、四方に市街地、農用地、森林へと広がりを見せ、また、飯坂、土湯、高湯等の温泉が分布している。

私たちは、これらの豊かな自然の恵みの下、ここに生活し、知恵と努力により今日の社会を築いてきた。

しかしながら、近年の都市化の進展、市民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、本市においても従来の環境行政の枠組みだけでは対応が困難な都市型、生活型の公害などの問題が顕在化してきている。さらに、一人ひとりの活動や都市の活動そのものが直接、間接に地球規模で環境に影響を与えていることから、新たな対応が求められている。

いうまでもなく、恵み豊かな環境の下に、安全で健康かつ快適な生活を営むことは市民の権利であると同時に、私たちは、こうした環境を維持し、発展させ、将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

私たちは、環境が有限なものであることを認識し、市民、事業者及び行政のすべての者が協力し合いながら、それぞれの立場で努力し、かつ、行動していくことにより、私たちのまち福島が、人と自然が健全に共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市となることをめざし、この条例を制定する。

目 次

第1部 総 説

第1章 総 説

第1節 福島市の概況	1
1. 本市の特性	1
2. 気 候	1
3. 人口・世帯数の推移	2
4. 環境行政のあゆみ	2

第2部 環境施策編

第1章 環境基本計画

第1節 環境基本計画の概要	7
1. 計画の位置付け	7
2. 施策体系	7
第2節 脱炭素社会の実現を目指した気候変動対策	8
1. 地球温暖化対策の推進	8
2. 気候変動の影響への適応策の推進	9
第3節 持続可能な循環型社会の構築	11
1. 資源循環によるごみの減量化の推進	11
2. 廃棄物の安定的・効率的な適正処理	11
第4節 生物の多様性を育む豊かな自然環境との共生	13
1. 自然環境の保全と活用	13
2. 自然とのふれあいの推進	13
3. 動植物の保全と外来種対策の推進	14
第5節 安心安全を支える生活環境の保全	15
1. 水資源の保全	15
2. 大気環境の保全	15
3. その他公害等の未然防止	16
第6節 原子力災害からの環境再生の推進	17
1. 放射線対策の充実	17
2. 原子力災害に関する情報発信	17
第7節 市民・事業者とのパートナーシップによる地域づくり・人づくり	18
1. 良好な地域資源の保全と創出	18
2. 環境の側面からの経済活動の支援	18
3. 快適な都市環境の創出	18
4. 環境教育・環境学習の推進	19
5. 環境保全活動の推進	19
6. パートナーシップによるネットワーク形成の推進	20

第2章 脱炭素社会実現実行計画（区域施策編）

第1節 計画の概要と温室効果ガスの削減状況	21
1. 計画の位置付け	21
2. 計画の対象・基準年度、目標年度	21

3. 温室効果ガスの削減目標	21
4. 温室効果ガスの削減状況	22
5. 温室効果ガスの将来推計	23
第2節 再生可能エネルギーの導入拡大と効果的な活用	24
1. 多様な再生可能エネルギーの最大限の導入	24
2. 水素を中心としたエネルギーの効果的な活用	25
3. 域外エネルギーの利用促進	25
第3節 省エネルギー・省資源に向けたライフ・ワークスタイルシフト	26
1. 交通・移動に関するシフト	26
2. 建物・住宅等に関するシフト	26
3. 廃棄物に関するシフト	26
4. ライフ・ワークスタイルシフトを促す普及啓発・教育	27
5. 省エネルギー・省資源に向けた市の率先的な取組	27
第4節 温室効果ガス吸収源の確保に向けた取組の推進	28
1. 森林等の保全・適正管理の推進	28
2. 都市緑化等の推進	28
第5節 気候変動を見据えた対策の推進	29
1. 農業、森林・林業分野における対策	29
2. 水環境・水資源分野における対策	29
3. 自然生態系分野における対策	29
4. 自然災害分野における対策	29
5. 健康分野における対策	30
6. 産業・経済活動分野における対策	30
7. 都市生活分野における対策	30

第3章 ゼロカーボン庁内率先計画（事務事業編）

第1節 計画の概要	31
1. 計画の位置付け	31
2. 計画の対象、目標	31
第2節 排出量等の状況	31
1. 事務事業に係る温室効果ガス排出量（CO ₂ 換算）	31
2. 廃棄物処理等に係る温室効果ガス排出量	33
3. 事務事業から生じる用紙類使用量及び廃棄物排出量	33
4. グリーン購入に関する達成状況	33
第3節 取組状況	34
1. 環境負荷低減に向けたエコ活動の実践	34
2. 環境負荷低減のための施設マネジメント	34
3. グリーン購入の推進	34

資料編（環境（公害）行政のあゆみ、用語解説）	35
------------------------	----

- この報告書の内容は、主として福島市の環境への取り組みと、福島市内の環境の現況となっています。

○ 特に記載がない場合は、令和5年度の内容を掲載しています。

第1部 総説

第1章 総説

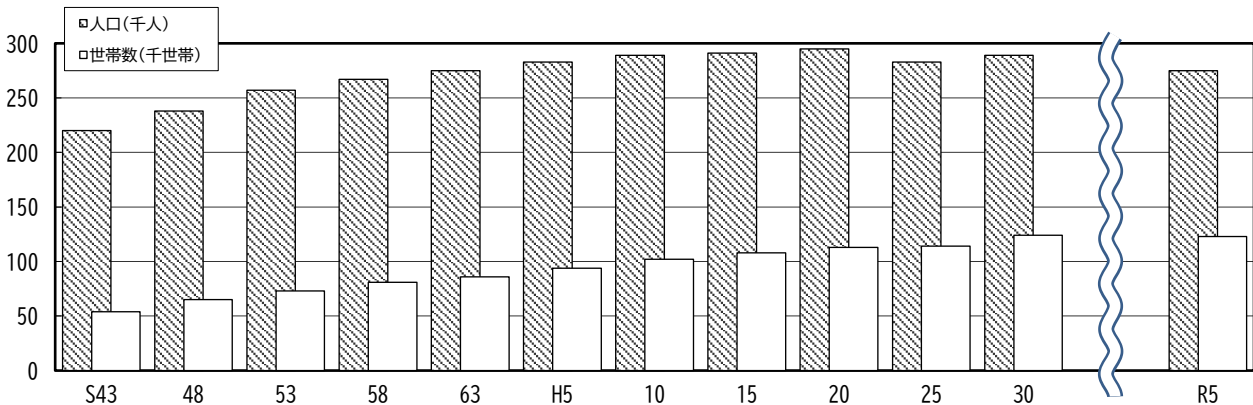
3. 人口・世帯数の推移

福島市人口推計調査によると、本市の人口及び世帯数は275,338人、123,204世帯で、人口密度は359人/km²となっています。(令和5年10月1日現在、図1-1-3参照)

本市の人口は、平成13年の298,319人をピークに、その後は減少傾向が続いています。

一方で世帯数は、増加傾向が続いており、令和5年には昭和43年と比較して約2.3倍に増加しています。

図1-1-3 人口及び世帯数の推移



4. 環境行政のあゆみ

(1) 公害問題のはじまり

わが国での産業型公害の原点ともいえる出来事が、明治24年に国会で取り上げられた群馬県の「足尾銅山鉍毒事件」です。銅の採掘に伴う鉍毒により、周辺の山々、河川が汚染され、生物植物の大量死・枯死を招いたばかりではなく、周辺住民の人命までも奪った悲惨な事件でした。

その後、昭和30年代以降の高度成長期を迎えたわが国においては、「四大公害」といわれる、熊本県の「水俣病」、新潟県の「第二水俣病」、富山県の「イタイイタイ病」、三重県の「四日市ぜんそく」などに代表される、主に重化学工業などの産業活動に伴う公害問題が数多く発生しました。

このような状況に対応するため、昭和42年に「公害対策基本法」が制定され、昭和45年11月末に開かれた、いわゆる「公害国会」(第64回臨時国会)において、水質汚濁防止法をはじめとする13の公害関連法規が制定されました。

また、翌昭和46年には環境庁が発足し、本格的な公害行政が推進される足がかりとなりました。この時代の主な公害の種類は、「大気汚染」、「水質汚濁」、「土壌汚染」、「騒音」、「振動」、「地盤沈下」、「悪臭」の7種類で「典型7公害」と呼ばれています。

本市においては、昭和45年10月に公害防止体制の確立を図ることを目的として、当時の民生部衛生課内に公害係が新設されました。

公害係は、その後の機構改革を経て、昭和48年に環境保全係に、そして平成20年4月から環境課環境企画係、さらには平成30年4月から中核市移行に伴い環境課環境保全係が新設され、公害に関する業務を担っています。

(2) 環境審議会

昭和45年10月の公害係の新設に合わせて、「福島市公害対策審議会」が市長の諮問機関として設置され、後に「環境基本法」(平成5年法律第91号)の成立とともにその役割を「環境審議会」(平成8年7月設置)へと引き継ぎました。

環境審議会は、委員12名以内で組織され、市長の諮問に応じて「環境の保全及び創造に関する基本的事項」、「環境の保全及び創造に関する重要事項」及び「その他環境の保全及び創造に関し市長が必要と認める事項」について調査審議する機関です。

○環境審議会委員名簿

氏名	役職等
安倍 眞知子	J Aふくしま未来女性部 福島地区本部 部長
石高 久美子	福島市消費者団体懇談会 会長
各務 竹康	公立大学法人福島県立医科大学 医学部 准教授
後藤 忍	国立大学法人福島大学 共生システム理工学類 教授
○須藤 康子	福島商工会議所女性会 会長
田崎 由子	うつくしま地球温暖化防止活動推進員
富永 幸宏	福島県東北地方振興局県民環境部主幹兼副部長
中田 敏	環境省東北地方環境事務所 環境対策課長
◎中田 俊彦	国立大学法人東北大学大学院 工学研究科 教授
長渡 真弓	日本野鳥の会ふくしま 幹事
旗野 礼子	福島市立金谷川小学校 校長
三島 昭二	福島市衛生団体連合会 会長

○環境審議会における審議状況

開催年度・回数	主な審議事項
令和5年度 1回	・福島市脱炭素社会実現実行計画(区域施策編)の改定について
令和5年度 2回	・環境基本計画と脱炭素社会実現実行計画の実施状況について ・環境監視調査結果について ・環境放射線及び出荷販売を目的としない食品等の放射性物質の測定状況について ・脱炭素社会実現実行計画(区域施策編)の改定について ・地域脱炭素化促進事業について
令和5年度 3回	・大規模太陽光発電施設の設置に係る現状と対応策について ・カラス対策について

備考 1 ◎ 会長 ○ 副会長

2 任期 令和5年4月19日～令和7年3月31日

3 名簿は五十音順、敬称略、令和6年3月31日現在

(3) 「公害問題」から「環境問題」へ

公害法規の整備や対策、事業者の努力により、規模の大きな「公害問題」は改善されてきました。

その一方で、分析技術の高度化や新たな科学的知見により、これまで認識されなかった新たな問題がクローズアップされています。ダイオキシン類や外因性内分泌攪乱化学物質(いわゆる環境ホルモン)などの環境中に極微量に存在する化学物質や石綿(アスベスト)の問題はその一例です。

また、かつての公害問題では、大規模な企業・事業所が問題視されたのに対して、公害苦情の原因が中小規模の工場・事業所や市民の日常生活に起因するものとなっており、多くの人が被害者にも加害者にもなり得る複雑な構造であり、法令による規制や因果関係の把握が困難であるケースが多くなっています。

このほか、人の健康被害だけではなく、地球全体や生態系への影響を及ぼす「地球温暖化」などの地球規模の問題が顕在化してきており、このような時代背景から、「公害問題」と表現されていたものが、「環境問題」という言葉で表現されるようになりました。

(4) 都市生活型公害

かつての企業・事業所から発生する公害が法規制により抑制されてきた一方、1970年代から経済の安定成長や大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルの定着を背景に、自動車の利用に伴う大気汚染や振動・騒音、生活排水による水質汚濁、廃棄物の増加など、わたしたち一人ひとりの普段の生活における活動が発生源である「都市生活型公害」が顕在化してきました。

(5) 地球環境問題

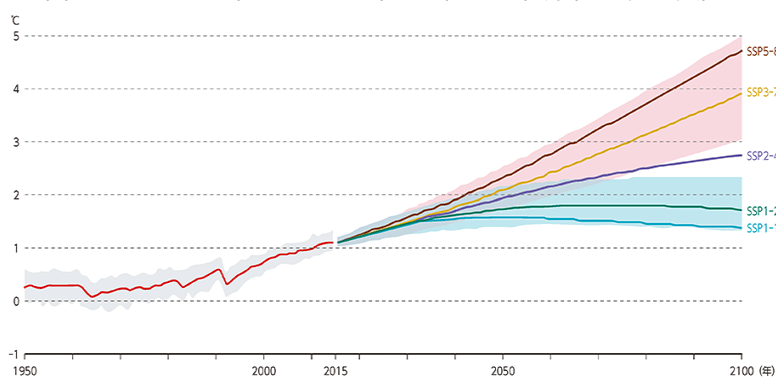
1980年代以降、地球温暖化や生物多様性の損失、熱帯雨林の減少、砂漠化の進行、オゾン層の破壊、途上国の公害など、地球規模での環境問題が拡大しています。

特に地球温暖化（図1-1-4）に関しては、近年の平均気温の上昇、大雨の頻度の増加により、農産物の品質の低下、災害の増加、熱中症のリスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、気候変動問題は、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。

2015年、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」などが設定されました。

2020年10月、わが国は、2050年までにカーボンニュートラル、すなわち脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていくことを宣言しました。

図1-1-4 1850年から1900年を基準とした世界平均気温の変化



出典：IPCC「第6次評価報告書第I作業部会報告書政策決定者向け要約」より環境省作成

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)報告書では「人間の影響が温暖化させてきたことは疑う余地がない」と断言しました。

世界の平均気温は全ての将来シナリオにおいて、2040年までに1.5℃に達し、その後少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続けます。温室効果ガスの排出量が大幅に減少した場合には、今世紀末には、1.5℃以内の気温上昇に抑えられることが示されています。

平成27(2015)年9月には、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際社会共通の目標として、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: SDGs)を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が、国連サミットで採択されました。SDGsは、17ゴール(図1-1-5)とゴールごとに設定された169ターゲットから構成されており、途上国に限らず先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴です。

また近年、海岸への漂着や海水に漂う海洋ごみが問題となっています。海洋ごみのなかには、マイクロプラスチックと呼ばれる5mm以下のプラスチックも増えており、生態系や人体への影響が懸念されています。

図1-1-5 SDGsの17のゴール



出典：環境省資料

都市生活型公害も地球温暖化に代表される地球環境問題も、わたしたち一人ひとりがその原因者である、という点で共通しています。家庭から排出されるごみや生活排水も、自動車から排出される排気ガスも、わたしたちの何気ない普段の生活から排出されるものです。地球温暖化の原因とされる二酸化炭素は、直接的な化石燃料の消費だけでなく、多くのエネルギーを消費して輸送される輸入食品の購入など、普段の生活の直接目に見えないところでも大量に排出されています。

これらの問題は、わたしたちのライフスタイルにも密着しているため、わたしたち一人ひとりが環境へ負荷を与えていることをしっかりと認識し、その上で適正な対策を講じていく必要があります。

(6) 東日本大震災による大きな転換

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震による直接的な被害だけではなく、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の飛散という未曾有の原子力災害を本市にもたらしました。

原子力災害の影響に対する市民の不安が高まる中、高い水準で推移する空間放射線量や農作物等の食品、井戸水等の飲料水に含まれる放射性物質の監視と正確な情報の提供等が求められ、平成23年11月に放射線モニタリングセンターを設置し、空間放射線量や食品等に含まれる放射性物質の測定を行っています。

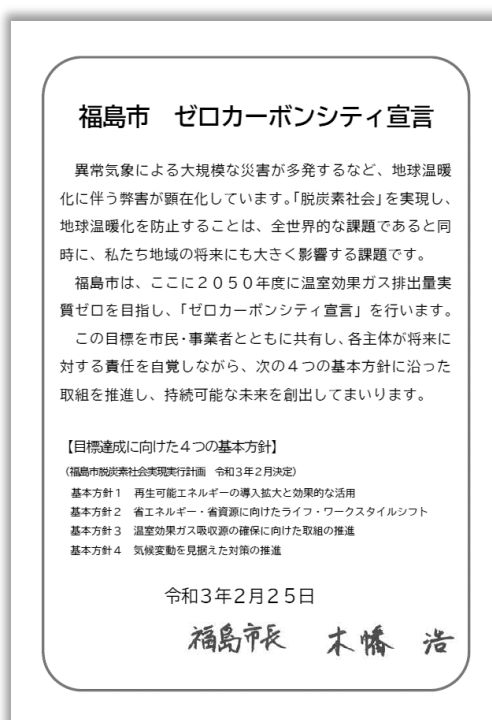
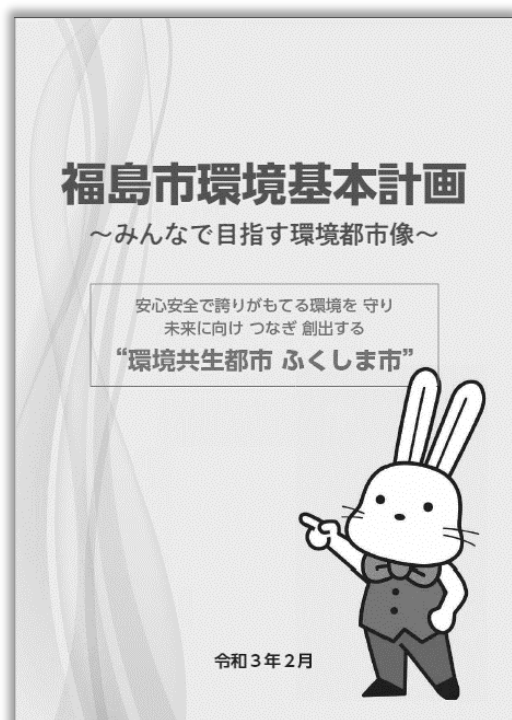
(7) 環境基本計画と脱炭素社会実現実行計画

本市では、平成10年に「福島市環境基本条例」を制定し、この条例に基づき平成12年3月に「福島市環境基本計画」を策定し、数度の改定を重ねながら環境施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

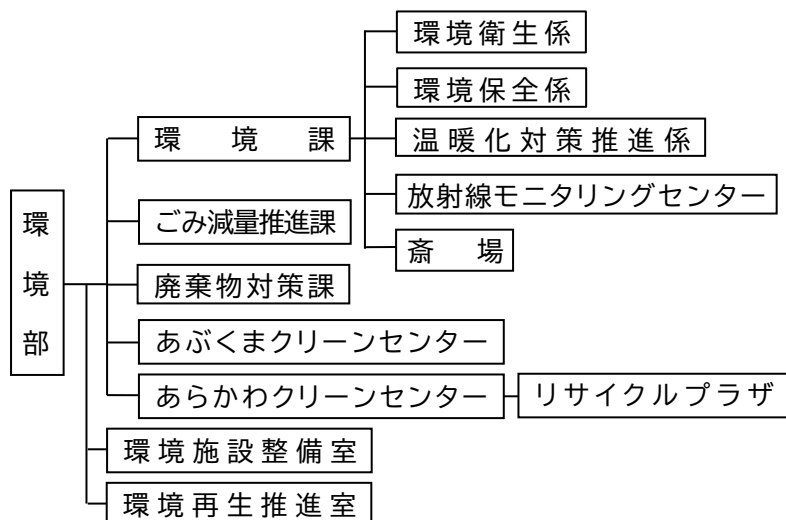
このほか、平成23年3月に「福島市地球温暖化対策実行計画」（計画期間：平成23～令和2年度）を策定し、市域全体での温室効果ガスの排出量削減に取り組むとともに、平成27年2月には、再生可能エネルギーの更なる推進を目的とする「福島市再生可能エネルギー導入推進計画」（計画期間：平成27～令和2年度）を定め、環境負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を目指すこととしました。

令和3年2月には、「福島市地球温暖化対策実行計画」と「福島市再生可能エネルギー導入推進計画」を統合し、新たに「福島市脱炭素社会実現実行計画」（計画期間：令和3～12年度）を策定するとともに、2050年度温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、「福島市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

令和5年8月には、国・県の温室効果ガス削減目標の引き上げを受け、「福島市脱炭素社会実現実行計画」を改定し、本市の2030年度の削減目標を55%に引き上げるとともに、併せて施策や取組についても一部見直しを行いました。



○環境部組織図（令和6年3月31日現在）



○環境課事務分掌（令和6年3月31日現在）

- 1 環境衛生に関する総合企画及び調整に関すること。
- 2 そ族衛生害虫の駆除に関すること。
- 3 衛生団体に関すること。
- 4 埋火葬に関すること。
- 5 福島市斎場との連絡調整に関すること。
- 6 福島市墓地その他公共墓地及び新山霊園に関すること。
- 7 墓地等の経営許可等に関すること。
- 8 環境の監視、調査及び指導に関すること。
- 9 公害の防止対策に関すること。
- 10 公害に関する相談及び苦情処理に関すること。
- 11 環境保全に関する総合企画及び調整に関すること。
- 12 環境基本計画に関すること。
- 13 地球温暖化対策の推進に関すること。
- 14 ゼロカーボン庁内率先計画に関すること。
- 15 再生可能エネルギーの推進に関すること。
- 16 放射性物質の測定及び放射線物質の測定に係る支所等との連絡調整に関すること。
- 17 空間放射線量の測定に関すること。
- 18 部の庶務に関すること。

第2部 環境施策編

第1章 環境基本計画

第2章 脱炭素社会実現実行計画 (区域施策編)

第3章 ゼロカーボン庁内率先計画 (事務事業編)

第1章 環境基本計画

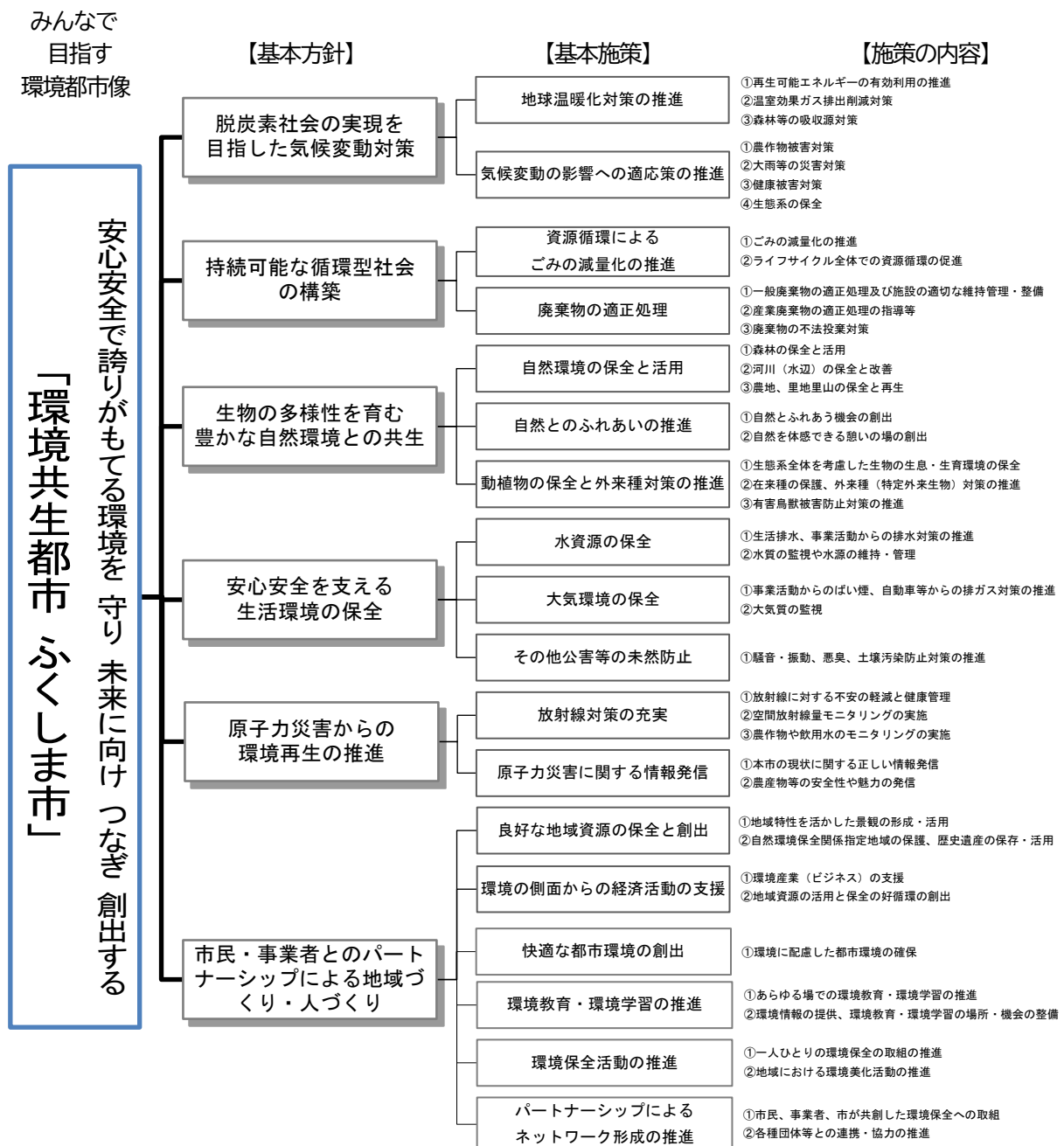
第1節 環境基本計画の概要

1. 計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である「福島市総合計画」を環境面から推進するためのもので、福島市環境基本条例の基本理念に基づき、市民、事業者、市が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本市の豊かな自然を守り、人と自然が共生し、環境への負荷が少ない快適で持続的な発展が可能な都市を目指すことを目的とします。

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間です。

2. 施策体系



第2節 脱炭素社会の実現を目指した気候変動対策

1. 地球温暖化対策の推進

【目標】地球温暖化を食い止めるために、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの徹底を図ります。

地球温暖化は、私たちの日常生活や事業活動と密接なつながりがあります。温室効果ガスの中でも二酸化炭素は特に排出量が多く、温暖化への影響が大きいとされています。化石燃料由来のエネルギーの消費を減らし、再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、一人ひとりのライフスタイルを見直すことで、温室効果ガスの排出量を減らすことができます。

本市では再生可能エネルギーの導入を促進するため、公共施設への再エネ設備の導入を進めているほか、一般住宅の脱炭素化に貢献する太陽光発電設備等の設置に対し助成を行っています。

また、エネルギーの効率的な利用を推進するため、自動車の適正利用や省エネ設備の導入などを市民に呼びかけるとともに、脱炭素化に向けたライフスタイルや事業活動の転換と普及を進めるため、クールシェア・ウォームシェアの取組を行うなど、省資源・省エネ型ライフスタイルの啓発に努めています。



福島市は令和3年2月にゼロカーボンシティ宣言をしました

【主な取組】

取組名	取組内容等	担当課
公共施設への太陽光発電設備導入	市の施設（支所・学校等）において、太陽光発電設備の導入を進めています。 R5年度末現在：導入済箇所数22箇所、最大出力（計）315.98kW	各課
再生可能エネルギー等施設整備資金利子補給事業	金融機関から融資を受けて、再生可能エネルギー・省エネルギー施設の整備をする中小企業等に対して、利子補給を行いました。 R5実績（利子補給件数・金額）：9件、908千円	環境課
省エネルギー設備導入支援事業	原油価格・物価高騰等の影響により、厳しい経営状況にある中小企業・小規模事業者の事業継続と経営改善、温室効果ガスの削減を図るため、省エネ機器更新の取組みを支援しました。R5実績（補助件数・金額）：181件、64,150千円	環境課
ごみ焼却による発電	ごみ焼却熱を利用し発電を行い、電力使用量の削減を図りました。 R5発電量実績：27,805,570kWh/年（前年度比4.8%減）	あぶくま・あらかわクリーンセンター
果樹剪定枝まきストープ等マッチング事業	「ストープ等の燃料として使用するまきを自分で調達したい」方と、「果樹等の剪定枝を引き取ってほしい」果樹等生産者の方、それぞれに登録いただき、市が両者を仲介する事業を実施。両者で薪の受け渡し（推計80.7t）が行われた。 R5実績：薪の提供者（生産者）33名、薪の利用者（受取人）85名	農業振興課
水素の利活用に向けた動き	水素社会実現に向け、「水素day&再エネまつり」を開催し、水素活用の普及促進を図りました。また、燃料電池自動車（FCV）の導入を支援しました。 R5実績（補助件数・金額）：8件、1,600千円	環境課
MOMORIN（もりん）シェアサイクル事業	市内中心市街地に設置されたサイクルポートであれば、どこでも自転車のレンタル・返却ができるサービスで、中心市街地へ公共交通機関で来られる方への二次的な交通手段として、また目的地までの最終移動手段として利用されています。令和5年度は、ポート（3箇所）や自転車（20台）の増設など利便性の向上を図りました。 R5実績：25,261回	交通政策課
生垣設置補助事業	市緑化基金を活用し、緑化を推進するため生垣設置に対し補助しました。 R5実績（補助件数）：4件	公園緑地課

2. 気候変動の影響への適応策の推進

【目標】 安心安全に暮らし続けられるよう気候変動に対する適応策を推進します。

温室効果ガス排出に関する対策を最大限に実施した場合でも、一定程度の気温上昇は避けられないと予測されており、気候変動は起こりうる事象として受け止め、それに適応できる地域を形成する必要があります。

このため気候変動対策として、温室効果ガスを削減する「緩和策」と気候変動の影響に備える「適応策」は車の両輪として、同時に推進していくことが重要です。

また、気候変動の影響は、地域によってその影響の種類も度合いも異なり、都道府県や市町村の境界を越えて発生することから、地域内の地方公共団体が連携して、地域の特性に応じた効果的な適応策を推進することが大切です。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

令和5年度には、気候変動の影響と適応策の理解を深め、環境に対する意識及びライフスタイルの見直しを促すため、市民向けの学習会を開催しました。



気候変動適応学習会の様子

【主な取組】

取組名	取組内容等	担当課
気候変動適応学習会	福島県気候変動適応センターと連携し、ふくしまエコ探検隊やふくしま環境フェスタ等で普及啓発を行い、気候変動の影響と適応への理解を深めました。 R5実績（参加者数）：766人	環境課
気候変動適応に関する市民参加型モニタリング調査	気候変動適応東北広域協議会の共同調査として、生物季節観測のモニタリング調査を実施し、気候変動適応に関する基礎データの収集を行いました。 R5実績：桜開花日3月24日、モミジ紅葉日11月21日、イチョウ黄葉日11月21日	環境課
環境月間記念行事（6月）	市の公共施設（支所、学校等）にグリーンカーテン用の苗を配布しました。 R5実績（配布箇所）：59箇所	環境課
気候変動適応東北広域協議会	令和2年度から令和4年度の3か年をかけて策定した広域アクションプランについて、自治体への実装のため、適応策実装の課題やノウハウの共有を図りました。	環境課

【進行管理指標】

	基準値	実績値	目標値		令和5年度 目標に対する 進捗率	評価
	令和元年度	令和5年度	令和5年度	令和7年度		
温室効果ガス実質 排出量	2,149 千 t-CO2 (平成29年度)	1,881 千 t-CO2 (令和3年度)	1,812 千 t-CO2 (令和3年度)	1,648 千 t-CO2 (令和5年度)	80%	B
エネルギー自給率 (電力)	30.8%	46.5%	46.7%	51.4%	99%	B
防災メールマガジン 登録者数	約5,400 人	7,150 人	8,160 人	10,000 人	63%	C
渋川ほか8河川改良率	67.0%	76.8%	70.4%	75.7%	100%	A

【進行管理指標の進捗状況】

本計画の進行管理指標について、下記算定方式を用いて、それぞれの進捗率を算出後に評価区分に従い評価を行います。

なお、指標によっては下記に当てはまらない場合があります。

①進捗率の算定方式

$$(\text{評価年度実績値} - \text{基準値}) \div (\text{評価年度目標値} - \text{基準値}) \times 100(\%)$$

②評価区分

A評価：進捗率 100%以上 B評価：80% ≤ 進捗率 < 100% C評価：60% ≤ 進捗率 < 80%

D評価：進捗率 < 60%

③年度ごとの目標値の設定方法

目標値から基準値を差し引き、計画期間（5年間）で除する。

<例> 指標名：防災メールマガジン登録者数

基準値：約5,400 人、目標値（令和7年度）：10,000 人

各年度の目標値：10,000 人 - 約5,400 人 = 4,600 人、4,600 人 ÷ 5 = 920 人 / 1 年当たり

【R3】6,320 人 【R4】7,240 人 【R5】8,160 人 【R6】9,080 人 【R7】10,000 人

【関連するSDGsのゴール】



第3節 持続可能な循環型社会の構築

1. 資源循環によるごみの減量化の推進

【目標】ライフサイクル全体での資源循環により、ごみ減量化を推進します。

本市の特性に応じたライフサイクル全体での資源循環を促進するため、市民、事業者、行政の協働のもと、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を図り、更なる減量化・資源化に努めました。

令和5年度は、可燃ごみのうち約4割を占める生ごみの削減を目的に、食品ロス削減マイスターを認定しエコレシピの開発等を行ったほか、事業所と連携したフードシェアリングサービス「ふくしまタベスケ」などによる食品ロスの削減や、適正な分別排出の呼びかけを行いました。



ふくしまタベスケ

【主な取組】

取組名	取組内容等	担当課
古着のイベント回収	古着の資源化を図るため、イベント回収を実施しリユース事業に取り組みました。 R5実績：開催回数 2回、回収量 合計2.95t	ごみ減量推進課
段ボール製コンポスト活用事業	「生ごみ」の減量化・資源化を図るため、初心者でも気軽に始められる段ボール製コンポストを活用し、購入費助成事業等を実施しました。 R5実績（助成件数）：299件	ごみ減量推進課
食品ロス削減アドバイザーの設置	食品ロスの現状や、食品ロス削減に必要な知識を身に付け、市民へ広めることができる『食品ロス削減マイスター』を育成する講座を実施し、19名を認定しました。また、『食品ロス削減マイスター』が考案したエコレシピを紹介する動画の公開や市政だよりで特集記事を掲載しました。 R5実績：食品ロス削減パネル展 3回、エコレシピの動画公開 1本（3レシピ）、食品ロス削減マイスター 19名、マイスター育成講座 2回	ごみ減量推進課
家庭用剪定枝破砕機貸与事業	「草枝類」の減量化・資源化を図るため、家庭用剪定枝破砕機貸与事業を実施しました。 R5実績（貸出件数）：76件	ごみ減量推進課

2. 廃棄物の安定的・効率的な適正処理

【目標】快適な暮らしを守るために、適正な廃棄物の処理を推進します。

ごみの適正排出と安全で効率的な収集運搬を進めるとともに、中間処理施設や最終処分場を適正に運営しています。

本市では、これまで使用していた一般廃棄物最終処分場（金沢第二埋立処分場）の残余容量が少なくなってきたことから、新たに大館山一般廃棄物最終処分場の建設を進め、令和4年2月に完成、同年6月から供用を開始しました。



【主な取組】

大館山一般廃棄物最終処分場全景

取組名	取組内容等	担当課
大館山一般廃棄物最終処分場建設	令和4年2月に完成、同年6月に供用を開始し、埋立廃棄物の搬入管理の徹底、搬入禁止廃棄物の混入防止など、適正な最終処分の推進を図りました。	環境施設整備室 あぶくま クリーンセンター
あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業	環境影響評価を実施するとともに、公募型プロポーザルにより新施設の設計・建設事業者を決定し、事業契約を締結しました。	環境施設整備室
産業廃棄物処理業者等への指導	産業廃棄物処理業者（収集運搬業及び処分業）等への許可、排出事業者や処理業者への立入調査・指導等を行い、適正処理の徹底を図りました。 R5実績（立入調査・指導等回数）：67回	廃棄物対策課
不法投棄パトロール	不法投棄監視員によるパトロールや不法投棄事案等に関する通報に迅速に対応し、不適正処理や不法投棄の未然防止と早期発見に努めました。 R5実績（パトロール回数）：252回	廃棄物対策課

【進行管理指標】

	基準値	実績値	目標値		令和5年度 目標に対する 進捗率	評価
	令和元年度	令和5年度	令和5年度	令和7年度		
1人1日当たりの生活系 ごみ排出量（資源物、集資 源回収量を除く）	770 g	612 g	530 g以下		66%	C
事業系ごみ排出量	30,926 t	29,557 t	24,200 t以下		20%	D
最終処分量	16,860 t	10,965 t	13,300 t以下		100%	A

【関連するSDGsのゴール】



第4節 生物の多様性を育む豊かな自然環境との共生

1. 自然環境の保全と活用

【目標】自然環境の保全と活用により、自然が有する機能や魅力の向上を図ります。

豊かな生物多様性に支えられた生態系は、人間が生存するために欠かせない恵みをもたらしています。本市にはすぐれた自然が数多く残されており、生物多様性を育みながら、自然環境を保全し、活用していくことが重要です。

水林自然林は本市西部の荒川沿いに位置し、市民が身近に自然体験できる場として利用されています。また、近年ドラマのロケ地としても利用されたことから、多くの市民が訪れています。



阿武隈川サミット

【主な取組】

取組名	取組内容等	担当課
水林自然林事業	山野草・野鳥の案内、バードウォッチング、フォトコンテストを開催し、身近に自然体験できる場として広く利用を提供しました。令和5年度の延べ利用者数は31,023人で、前年度比20%減少しました。クマの出没による利用休止等のため、利用者が減少したものと考えられます。	農林整備課
森林環境交付金事業	市内小学校に対し、森林への理解を深め、森林保全への意識醸成を図るため、森林環境学習に必要な経費を補助しました。 R5実績（森林環境学習校数）：37校	農林整備課
阿武隈川サミット	流域の自治体との連携により各種事業を行い、河川環境保全意識を高めました。令和5年度は、阿武隈川春のサイクリングなど3件の事業を実施しました。 R5実績（参加者数）：阿武隈川春のサイクリング 88人、阿武隈川源流探検 23人、舟にのって学ぶ阿武隈川 in 丸森 27人	河川課

2. 自然とのふれあいの推進

【目標】自然とのふれあいにより、健康で心豊かな暮らしの充実を図ります。

各種講座やイベントなどを通じて自然とふれあう機会を創出することで、自然に対する知識と理解を深め、環境保全への意識を高めます。



小鳥の森での学習活動の様子

【主な取組】

取組名	取組内容等	担当課
小鳥の森事業	自然観察会、探鳥会、環境保全、木工クラフト体験。また開園40周年記念事業を開催しました。 令和5年度の延べ来場者数は14,784人で、前年比19%増加しました。	農林整備課
花見山公園周辺環境整備事業	花見山観光振興協議会と連携し、景観植物の植栽や休耕地の草刈り、老木化した花木の更新など原風景の維持を図りました。 なお、令和4年度以降、コロナ禍ではあったものの、観光需要の回復により来客数が増加しています。 R5実績（延べ来客数）：約94,000人（前年比60%増）	観光交流推進室

3. 動植物の保全と外来種対策の推進

【目標】生物多様性の保全を図り、生態系の機能の維持・向上を図ります。

生態系全体を考慮した生物の生息・生育環境を保全するとともに、在来種を保護し、外来種（特定外来生物など）への対策を進める必要があります。

また、有害鳥獣（サル、クマ、イノシシ、カラスなど）による被害を軽減するための対策を進めています。



特定外来生物（アライグマ）

【主な取組】

取組名	取組内容等	担当課
特定外来生物駆除	特定外来生物について、市民からの被害連絡を受け、駆除しました。 R5実績：アライグマ19頭	環境課
有害鳥獣被害対策事業	野生鳥獣による農作物被害を防ぐため、捕獲、見回りの強化を実施しました。 R5実績（捕獲数）：ニホンザル132頭（前年比30%減）、 イノシシ1,008頭（前年比4%減）	農業企画課
保存樹木補助事業	保存樹の維持管理に要する経費の一部を補助しました。 R5実績（補助件数）：33件	公園緑地課

【進捗管理指標】

	基準値	実績値	目標値		令和5年度 目標に対する進捗率	評価
	令和元年度	令和5年度	令和5年度	令和7年度		
民有林整備面積	148.7ha	350.3ha	198.6ha	232.0ha	100%	A
多自然型工法河川整備延長	24,173m	24,316m	24,223m	24,257m	100%	A
新規就農者数	145人 (平成28～令和2年度の5年間)	115人 (令和3～5年度の3年間)	120人 (令和3～5年度の3年間)	200人 (令和3～7年度の5年間)	96%	B
農用地利用集積面積	1,066ha	1,346ha	1,246ha	1,366ha	100%	A
自然観察会、自然体験講座等の開催回数	250回	350回	毎年250回以上		100%	A
都市公園面積	321.65ha	321.88ha	322.55ha	323.17ha	26%	D
一人当たりの都市公園面積	11.65㎡	12.09㎡	11.8㎡	11.90㎡	100%	A
特定外来生物捕獲数	未集計 ※参考12頭 (令和2年度)	19頭	年間10頭		100%	A

【関連するSDGsのゴール】



第5節 安心安全を支える生活環境の保全

1. 水資源の保全

【目標】健全な水資源を維持し、安心安全な水資源を育みます。

生活排水や事業活動による排水対策を進め、水質や水資源の維持を図っています。

【主な取組】

取組名	取組内容等	担当課
河川水質調査	市内を流れる河川の水質調査を毎月実施しました。 R5実績（箇所数）：17 河川23 地点	環境課
浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する個人に対して費用の一部補助を実施しました。 R5実績（補助件数）：171件	下水道総務課
公共下水道事業	生活排水処理のため公共下水道の整備を図り、阿武隈川流域の河川水質保全を図りました。 R5実績：処理区域人口 179,586人、普及率 67.5%	下水道建設課

2. 大気環境の保全

【目標】良好な大気環境を維持し、市民の暮らしや健康を守ります。

事業活動からのばい煙や自動車等からの排出ガス対策を進め、大気質の監視を行っています。

令和5年10月には、国が実施するエコ通勤（公共交通の利用促進、徒歩・自転車通勤の推奨、在宅勤務、時差出勤）に県、民間事業者等と連携して取組を推進し、市内の渋滞緩和や環境改善を図りました。

また、公用車更新時にEV車を3台導入したほか、民間事業者が本市で初めて導入したEVバスの架装整備の一部を補助しました。



EVメロディーバス
(通称「あおメロディ」)

【主な取組】

取組名	取組内容等	担当課
TDM関連事業	国が実施するエコ通勤に県、民間事業者等と連携して取り組みを推進し、CO2の削減を図りました。	交通政策課
EVバスの活用	民間事業者が導入する本市初のEVバスに対して、「環境にやさしく、乗って楽しいバス」をコンセプトとした架装整備にかかる経費の一部を補助しました。	交通政策課



出典：福島県渋滞対策連絡協議会

3. その他公害等の未然防止

【目標】公害等の未然防止に努め、快適で安全な生活環境を確保します。

騒音・振動、悪臭、土壌汚染防止対策を行い、公害の未然防止に努めています。



事業場排水の水質検査の様子

【主な取組】

取組名	取組内容等	担当課
騒音・振動調査	市内で発生する様々な騒音・振動について調査を実施しました。令和5年度の基準値超過地点等は次のとおりです。 ①環境騒音調査（8地点）……………なし ②自動車交通騒音・振動調査（点的評価：12地点）……3地点 ③高速自動車道騒音調査（3地点）……………なし ④東北新幹線鉄道騒音・振動調査（7地点）……7地点 ⑤自動車交通騒音調査（面的評価：3路線）…1地点	環境課
ダイオキシン類実態調査	市内各所でダイオキシン類実態調査を実施した結果、基準値を超過した地点はありませんでした。 ①公共用水域（3地点）、②地下水（1地点）、③土壌（1地点）、④大気（1地点）	環境課
公害苦情相談	市民から寄せられた公害苦情相談について、個別に必要な調査、指導及び助言等を実施しました。 令和5年度の公害苦情件数は28件でした。	環境課

【進行管理指標】

	基準値	実績値	目標値		令和5年度 目標に対する 進捗率	評価
	令和元年度	令和5年度	令和5年度	令和7年度		
汚水処理人口普及率	87.2%	89.7%	89.6%	91.0%	100%	A
河川のBOD値環境基準値・ 環境基準準用値達成地点数	8/8 12/15	8/8 14/15	8/8 12/15		100%	A
光化学スモッグ注意報・ 警報の発令数	0件	0件	0件		—	—
本市では、法及び条例による 改善勧告・命令を行わなければ ならないような公害の発生が 無い状況が続いています。今後 もこの状況を継続することを 目標とします。	公害なし	公害なし	公害なし		—	—

【関連するSDGsのゴール】



第6節 原子力災害からの環境再生の推進

1. 放射線対策の充実

【目標】 不安を感じることなく、健康で安心な暮らしのために、放射線対策の推進を図ります。

本市では、放射線に対する不安を軽減するため、健康づくりや放射線量等のモニタリングを実施しています。公共施設や教育施設等で環境放射線量の測定を継続しているほか、測定結果等を市民に公表しています。

【主な取組】

取組名	取組内容等	担当課
環境放射線量測定	公共施設を中心に年6回にわたり空間放射線量の定点測定を実施・公表しました。また、空間線量の全体的・局所的な状況を可視化するためメッシュ方式による全市放射線量測定マップを作成・公開しました。 R5実績（測定箇所）：各支所等 159箇所、マップ 3, 301地点	環境課
食品等放射能簡易測定	市民持ち込みによる出荷・販売を目的としない食品中の放射性物質濃度の測定を市内11箇所の測定所で実施しました。 R5実績（測定件数）：1, 701件	環境課
市産農産物（出荷物）の放射性物質検査	出荷・販売を目的とする市産農産物（園芸品目）について、放射性物質のモニタリング検査を実施しました。 R5実績（検査件数）：7, 127件	農業振興課

2. 原子力災害に関する情報発信

【目標】 正しい情報を市内外に発信し、風評払拭や本市の魅力をPRします。

本市の現状に関する正しい情報発信を行い、農産物等の安全性や魅力を発信する取組の一つとして、「放射線対策ニュース」を年4回（6月、9月、12月、3月）配信しました。

また、正しい知識を身に付け、放射線に対する不安解消のため、「放射線と市民の健康講座」を開催しました。

【進捗管理指標】

	基準値	実績値	目標値		令和5年度 目標に対する 進捗率	評価
	令和元年度	令和5年度	令和5年度	令和7年度		
放射線に関する健康講座 受講後の不安軽減率	88.9%	96.1%	90.7%	92.0%	100%	A

【関連するSDGsのゴール】



第7節 市民・事業者とのパートナーシップによる 地域づくり・人づくり

1. 良好な地域資源の保全と創出

【目標】福島らしい景観や歴史文化を守り、育むことにより、本市の個性や魅力を創出します。

「福島市景観まちづくり計画」に基づき豊かな自然景観を保全し、地域特性を生かした景観の形成・活用に努めています。また、文化財や歴史遺産の保存・活用を図り、文化や歴史とふれあうことができる地域づくりを進めています。

【主な取組】

取組名	取組内容等	担当課
埋蔵文化財啓発事業	じょーもびあ宮畑春の陣・秋の陣、ゲーム感覚の土偶カード集め、エントランスホール事業を開催し、宮畑遺跡をはじめ、市内遺跡の啓発事業を推進しました。 R5実績（延べ参加者数）：46,871人（前年比 2%増）	文化振興課

2. 環境の側面からの経済活動の支援

【目標】環境の側面から経済活動を支援し、地域資源の保全、価値の向上に努めます。

環境に配慮した設備等の導入を支援するとともに、エコ商品の利用促進を図ることなどで、環境産業を支援しています。

【主な取組】

取組名	取組内容等	担当課
脱炭素住宅整備助成事業	家庭の再生可能エネルギー導入を推進するため、住宅用太陽光発電システム、蓄電池システム、V2H機器、HEMS等の設置費用の一部を助成しました。 R5実績（助成件数、助成金額）：429件、35,885千円	環境課
グリーン購入の推進	本市の取組みとして「グリーン購入基本方針」を定め、環境に配慮した物品やサービス等の優先的な購入を推進しています。	環境課

3. 快適な都市環境の創出

【目標】潤いと安らぎを与える快適な都市環境を創出します。

環境に配慮したまちづくりを推進し、潤いのある都市環境を創造するために、市民や事業者、関係機関等と連携を図っています。

【主な取組】

取組名	取組内容等	担当課
ムクドリ・カラス対策事業	ムクドリ飛来対策用のLED照明を導入し、地元町会等と連携し追い払いを実施しました。また、カラス対策では、音声再生装置を駅前で2台、パセオ通りで11台使用しました。	環境課
交通安全施設整備事業	より安全でゆとりのある歩道空間の確保や歩道の段差解消などの道路整備や修繕を行いました。 R5整備路線数：2路線	道路保全課 道路建設課

4. 環境教育・環境学習の推進

【目標】環境教育・環境学習の推進を図り、市民、事業者の主体的な環境保全への取組を促進します。

市民や事業者に対する環境教育・環境学習の推進するため、環境に関する情報提供のほか場所や機会の充実を図っています。

(1) ふくしまエコ探検隊

市内の小学4～6年生を対象に「ふくしまエコ探検隊」を結成し、野外活動や施設見学などの体験を通して、福島市の身近な環境について学習しています。カリキュラムの作成や学習会の実施にあたり、福島大学の協力を得ています。

令和5年度は、「気候変動の影響と対策を学ぼう!」をテーマに隊員22名で災害に強い住宅の見学など全7回の活動を行いました。



農作物における影響について学ぶ児童

(2) 環境副読本「わたしたちの福島」

身近な福島市の環境を題材とした環境副読本「わたしたちの福島」を小学校新4年生向けに作成し、環境学習の一助として活用してもらい、環境教育の推進を図っています。

【主な取組】

取組名	取組内容等	担当課
ゼロカーボンアクション実践講座	地球温暖化対策として、各家庭や職場でできる省エネ・省資源の取り組みの実践を促すため、マイ箸作りなどの家庭向け講座を実施。 R5実績：開催数7回、参加者数173名	環境課

5. 環境保全活動の推進

【目標】各主体の役割に応じた環境保全活動を推進します。

一人ひとりの環境保全の取組を推進するとともに、地域における環境美化活動を推進します。

(1) 地域環境保全功績者表彰

10月に開催された「2023 ふくしま環境フェスタ」において、環境保全に関し、顕著な功績があった個人や団体等を表彰しました。
令和5年度は、個人1件、団体4件を表彰しました。

(2) ポイ捨てのない美しいまちづくり推進事業

市民との協働により、ポイ捨てを防止し、ごみのない美しいまちづくりを推進するため、モデル地区の指定を行っています。

令和5年度は、18地区が指定されました。



令和5年度地域環境保全功績者表彰の受賞者

6. パートナースhipによるネットワーク形成の推進

【目標】 市民・事業者・市等が環境活動に共創して取り組むため、ネットワーク形成の推進を図ります。

(1) E-ACTふくしま（ふくしま環境基本計画推進協議会）

「E-ACTふくしま」は、令和3年2月に策定した「福島市環境基本計画」及び「福島市脱炭素社会実現実行計画」の推進母体として、環境の観点からSDGsにもつながる取り組みを実行していく、市が事務局を務める協議会です。学校、事業者など様々な立場から計19の団体によって構成され、毎年開催している啓発イベント「ふくしま環境フェスタ」などを通じて、幅広い世代のみなさんに環境保全の重要性を伝えています。

令和4年度には、福島市環境ポータルサイト「ふくエコ」を開設し、脱炭素化に向けた取り組みやごみの減量化など、環境に関する情報を広く発信しました。

(2) 福島市水素社会実現推進協議会

事業者や行政など19名の委員・オブザーバーにより構成されており、水素社会の実現に向けた情報収集や意見交換を行うとともに、イベント等を通じて水素エネルギーの普及・啓発を行っています。

【主な取組】

取組名	取組内容等	担当課
ふくしま環境フェスタ	「みんなでつくろう 持続可能な未来」をテーマに、地球温暖化防止や再生可能エネルギー等について普及啓発を行いました。 R5実績（来場者数）：731名	環境課
水源保全活動	緑豊かな水源の森を育てるため、摺上川ダム上流の清掃や植林地帯の手入れ等を実施する市民ボランティアに対し補助金を交付しました。 R5実績（補助件数）：1件	水道局 経営企画課

【進行管理指標】

	基準値	実績値	目標値		令和5年度 目標に対する 進捗率	評価
	令和元年度	令和5年度	令和5年度	令和7年度		
景観形成に関するまちづくりアドバイザー派遣回数（累計）	9回	9回	12回	14回	0%	D
市指定文化財指定件数	74件	74件	74件	75件	100%	A
市役所のグリーン購入率	84.2%	85.8% (令和4実績)	毎年90%以上		28%	D
生垣設置事業補助対象延長（累計）	6,819m	7,005m	8,034m	8,845m	15%	D
環境に関する出前講座開催数	22回	118回（累計） ※令和3～5年度	90回（累計） ※令和3～5年度	150回（累計） 年間30回以上	100%	A
環境に関するイベント等の来場者数	1,605人	7,778人（累計） ※令和3～5年度	5,100人（累計） ※令和3～5年度	8,500人（累計） 年間1,700人以上	100%	A
「ふくしまきれいにし隊」の登録数	239団体	244団体	276団体	300団体	14%	D
環境推進に関する協議会等に参加する団体の数	13団体	19団体	16団体	20団体	100%	A

【関連するSDGsのゴール】



第2章 脱炭素社会実現実行計画

第1節 計画の概要と温室効果ガスの削減状況

1. 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「福島市総合計画」、また、「福島市環境基本計画」における『みんなで目指す環境都市像』の実現に向けて、「脱炭素社会の実現を目指した気候変動対策」の側面より、温室効果ガス排出量削減のための具体的な取組及び気候変動の影響への対策について示すものです。

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第15項に基づき、本計画に基づく措置及び施策の実施状況を公表します。

2. 計画の対象・基準年度、目標年度

(1) 対象物質、対象範囲

温室効果ガスの削減対象物質は、エネルギー起源のCO₂（二酸化炭素）、農業分野からの温室効果ガス（CH₄（メタン）、N₂O（一酸化二窒素））、廃棄物からの温室効果ガス（CO₂、CH₄、N₂O）とします。また、市民、事業者、行政の活動に伴う排出を対象範囲とします。

対 象	部門・分野
市 民	家庭部門 運輸部門（自動車）
事業者	産業部門（製造業、建設業、農林水産業） 業務部門 運輸部門（自動車、鉄道） 農業分野（耕作、畜産、農業廃棄物）
行 政	廃棄物からの温室効果ガス

(2) 基準年度、目標年度

本計画の温室効果ガス排出量削減の基準年度を平成25（2013）年度とし、令和32（2050）年度を長期目標、令和12（2030）年度を第1期目標年度とします。

3. 温室効果ガスの削減目標

本計画策定当初は、2013年度（基準年度）の温室効果ガス排出量を2030年度に「30%以上削減」することを目標に取組を進めてきました。しかしながら、豪雨や猛暑など深刻な気象災害が多発しており、取組のさらなる加速化が必要な状況にあることから、平成25（2013）年度温室効果ガス排出量2,391千t-CO₂を令和12（2030）年度に55%削減し、さらに長期的目標として令和32（2050）年度までに実質ゼロを目指すとして、令和5年8月に本計画を改定しました。

※本算定の基礎資料である「都道府県別エネルギー消費統計」の数値が、平成2年度まで遡及し変更されたことなどにより、令和4年度に本計画の数値を変更しています。

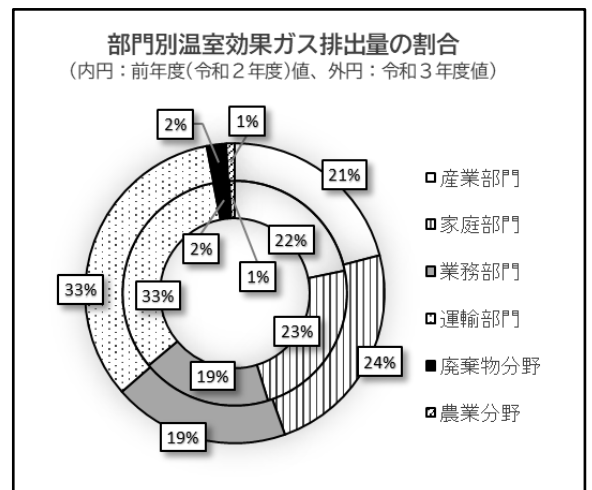
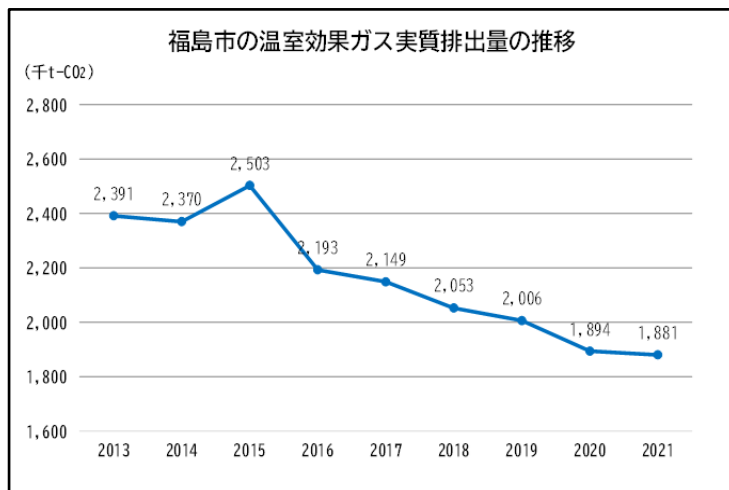
4. 温室効果ガスの削減状況

(1) 温室効果ガス実質排出量

本市域における令和3（2021）年度の温室効果ガス実質排出量は、1,881千t-CO₂であり、基準年度（平成25（2013）年度）と比較して21.4%の減少となりました。

なお、排出量を算定するための各種統計データが出そろうまで約2年かかるため、最新のデータは2年前の年度となります。

年度	温室効果ガス実質排出量	基準年度比
平成25（2013）	2,391,452 t-CO ₂	—
平成26（2014）	2,369,860 t-CO ₂	▲0.9%
平成27（2015）	2,502,861 t-CO ₂	+4.7%
平成28（2016）	2,192,710 t-CO ₂	▲8.3%
平成29（2017）	2,148,959 t-CO ₂	▲10.1%
平成30（2018）	2,052,588 t-CO ₂	▲14.2%
令和元（2019）	2,006,465 t-CO ₂	▲16.1%
令和2（2020）	1,894,019 t-CO ₂	▲20.8%
令和3（2021）	1,880,532 t-CO ₂	▲21.4%



(2) 前年度（令和2年度）からの温室効果ガス実質排出量の増減について

温室効果ガス実質排出量は、前年度と比較して0.7%の減少となりました。主な要因としては、産業部門で減少したことが挙げられますが、業務部門や農業分野において増加したことにより、微減にとどまっています。

(3) 部門別の温室効果ガス排出量の状況について（前年度比）

a) 産業部門（前年度比▲5.0%）

温室効果ガス排出量は減少しました。減少した主な要因としては、製造業において、石炭、重油や軽油などの消費量が減少したことが挙げられます。

b) 家庭部門（前年度比▲0.3%）

温室効果ガス排出量は減少しました。電力からの排出量は増加しましたが、灯油、LPGや都市ガスからの排出量が減少したことにより、部門全体での排出量が減少しています。

c) 業務部門（前年度比+0.7%）

温室効果ガス排出量は増加しました。重油や軽油などからの排出量は減少しましたが、電力や都市ガスなどからの排出量が増加したことにより、部門全体での排出量が増加しています。

d) 運輸部門（前年度比▲0.0%）

温室効果ガス排出量は減少しました。主に自動車からの排出量が減少しています。

e) 廃棄物分野（前年度比▲9.6%）

温室効果ガス排出量は減少しました。減少した主な要因としては、一般廃棄物の焼却において、廃プラスチックごみの焼却量が減少したことが挙げられます。

f) 農業分野（前年度比+19.6%）

温室効果ガス排出量は増加しました。増加した主な要因としては、家畜飼育や家畜排せつ物管理に伴う排出量が増加したことが挙げられます。

（4）温室効果ガス純吸収量について

温室効果ガスの純吸収量は、▲760t-CO₂（「森林による吸収量（36,550t-CO₂）」－「主伐による排出量（37,310t-CO₂）」です。樹木の成長量より伐採量が上回ったため、このような結果となりました。

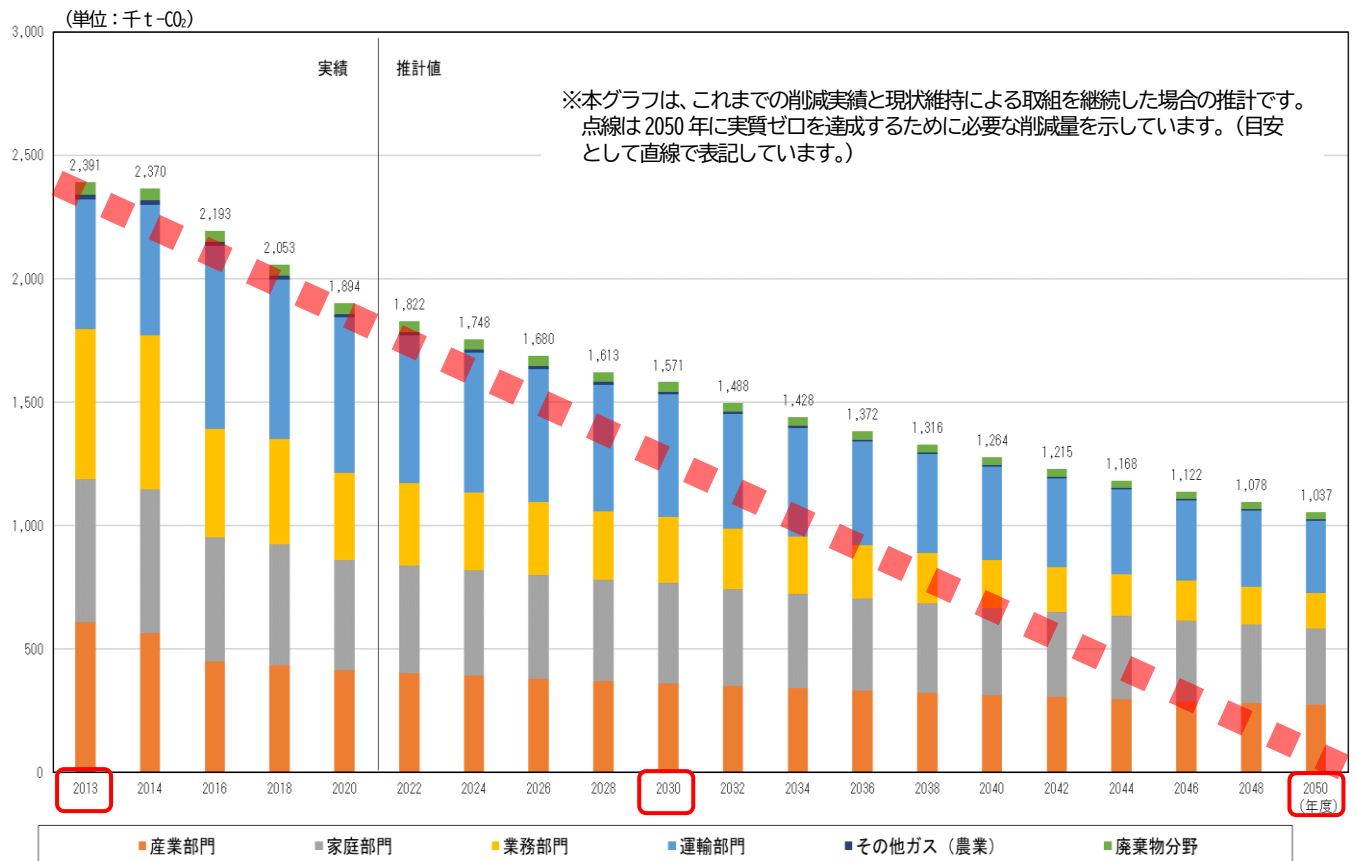
5. 温室効果ガスの将来推計

将来における温室効果ガス排出量（推計値）は、本計画の第1期目標年度である令和12（2030）年度には基準年度比35.2%削減、また最終目標年度である令和32（2050）年度では、56.6%削減と推計されています。

令和32（2050）年度に温室効果ガス実質ゼロを達成するためには、再生可能エネルギーの最大限の活用、ライフ・ワークスタイルシフトによる省エネルギー・省資源の推進、吸収源対策などにより、各部門において排出量の削減を行っていく必要があります。

そのため、第1期目標年度の2030年度（55%削減）に向けては、既存の技術の積極的導入により排出量の削減を図ることとし、2030年度以降については、施策の進捗や新技術の動向などの状況も勘案しながら段階的に取組を進めていきます。

温室効果ガス排出量の削減状況と将来推計



注 森林におけるCO₂純吸収量も含めた推計値

第2節 再生可能エネルギーの導入拡大と効果的な活用

1. 多様な再生可能エネルギーの最大限の導入

脱炭素に貢献する住宅設備への助成や利子補給の実施、また次世代エネルギーパークを活用するなどし、再生可能エネルギーの普及啓発を行いました。

また、災害時の防災機能強化も目的として三河台学習センター等へ太陽光発電設備及び蓄電池を導入したほか、福島市初の定置式水素ステーション及び牧場跡地に立地する福島市初の風力発電施設を次世代エネルギーパーク計画関連施設に位置付けました。

(1) 脱炭素住宅整備助成事業

家庭の再生可能エネルギー導入を推進するため、平成 22 年度より太陽光発電システムの設置費用の一部を助成しています。令和3年度からは蓄電池システムや電気自動車充電設備（V2H）、ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）の設備に対して、令和5年度からは家庭用電気自動車充電設備に対しても助成を行い、脱炭素住宅の整備を推進しています。

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
助成件数	431 件	497 件	419 件	341 件	376 件	340 件	429 件
助成金額	48,497 千円	56,802 千円	31,961 千円	25,959 千円	38,190 千円	33,250 千円	35,885 千円
設置出力	約 2,109 kW	約 2,532 kW	約 2,082kW	約 1,644kW	約 2,043kW	約 1,908kW	約 2,194kW

(2) 福島市次世代エネルギーパーク計画推進事業

次世代エネルギーパーク計画は、再生可能エネルギーをはじめとした次世代のエネルギーに、実際に見て触れる機会の増加を通じて、地球環境と調和した将来のエネルギーの在り方に関する理解の増進が図られる計画を、経済産業省資源エネルギー庁が認定するものです。本市は、平成 27 年 10 月 30 日付けで次世代エネルギーパーク計画の認定を受け、「福島市次世代エネルギーパーク計画」に位置付けられている施設（令和6年3月末現在9施設）を活用して、再生可能エネルギーに関する学習機会の拡充や情報発信等を行っています。

<令和5年度実績>

- ・視 察 受 入 等：9団体、164 名
- ・会議開催・参加等：4回、9,584 名

<福島市次世代エネルギーパーク計画関連施設>



2. 水素を中心としたエネルギーの効果的な活用

事業者や行政等が一体となって福島市を中心とする地域における水素社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、福島市水素社会実現推進協議会において水素社会に関する意見交換を行ったほか、水素エネルギーに関する普及啓発イベントを実施しました。

また、福島市のゼロカーボンシティの実現に向けた今後の更なる再生可能エネルギー・水素の利活用促進とそれに関連した課題解決を図ることを目的に福島大学との連携協定を締結しました。

3. 域外エネルギーの利用促進

福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）で製造された浪江町産の水素の供給を受け、令和6年度完成予定の（仮称）市民センター等で利用するため、関係機関と協議を行いました。



福島市水素社会実現推進協議会の様子



福島大学との連携協定締結の様子

【目標（指標）】

	基準値	実績値	目標値		令和5年度 目標に対する 進捗率	評価
	令和元年度	令和5年度	令和5年度	令和12年度		
エネルギー自給率（電力）	30.8%	46.5%	46.7%	63.0%	99%	B
水素利活用・製造・貯蔵 施設数（純水素に限る。モビリティを除く。）	2施設	2施設	2施設	5施設	100%	A
地域新電力事業者数	1社	1社	1社	3社	100%	A
水素調達・供給拠点数	1箇所	2箇所	1箇所	3箇所	100%	A

本計画は環境基本計画における地球温暖化対策分野の個別計画であることから、目標（指標）により計画の進捗状況を把握し、定期的に評価・分析を行います。

<目標（指標）の進捗状況>

環境基本計画の進行管理指標と同様に、令和元年度を基準に進捗率を算出します。（P10 参照）
 なお、年度ごとの目標値の設定は、目標値から基準値を差し引き、計画期間（10年）で除します。
 ただし、指標によってはこれに当てはまらない場合があります。

第3節 省エネルギー・省資源に向けた ライフ・ワークスタイルシフト

1. 交通・移動に関するシフト

国が実施するエコ通勤に県、民間事業者等と連携して取り組みを推進したほか、パークアンドライドや宅配便等の受け取りにおける再配達防止などの普及啓発を行いました。
中心市街地においては、「MOMORIN（ももりん）シェアサイクル事業」を実施し、自転車利用を推進しました。



福島駅東口のサイクルポート

2. 建物・住宅等に関するシフト

本市では、太陽光発電設備導入への助成に加え、令和3年度からはHEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）や家庭用蓄電池等への助成を行っています。

また、清水支所の建替について、省エネルギー設備や再生可能エネルギー発電設備、蓄電池などを導入し、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の認証（ニアリーゼブ）を取得した施設を整備しました。（令和5年10月建物完成、令和6年2月開所）



清水支所新庁舎



3. 廃棄物に関するシフト

ごみ減量化と資源循環を推進するため、令和5年度には、可燃ごみのうち約4割と排出割合の高い生ごみをターゲットに、食品ロス削減のためエコクッキングなどの実践的な取組を広めることができる人材である『食品ロス削減マイスター』を認定しました。また、店舗等から出る食品ロスを削減するためのフードシェアリングサービス『ふくしまタバスケ』を実施し、家庭や店舗等から排出される生ごみの削減に向けた啓発を行いました。



4. ライフ・ワークスタイルシフトを促す普及啓発・教育

快適な生活環境を維持した中で、我慢を強いることなく温室効果ガス削減に寄与していく新たなライフスタイルを提案し、省エネルギー・省資源の推進を図るため、窓ガラスや壁の遮熱・断熱を体感できるイベントを実施しました。

また、「ふくしま環境フェスタ」や「水素 day&再エネまつり」などの各種イベントにおいても、省エネ行動の促しを実施しました。



エコガラスデモカーを体験している様子

5. 省エネルギー・省資源に向けた市の率優先的な取組

市自身が事業者・消費者として、率先して環境保全に向けた取組を実行するため、ゼロカーボン市内率先計画に基づいて、省資源・省エネルギー・廃棄物減量等に取り組みました。

気温や業務内容に応じた服装勤務の実施やエレベーターの使用控えを推奨したほか、令和5年度は公用車の電動化によるガソリン使用量の削減のためEV車3台を導入しました。

【目標（指標）】

	基準値	実績値	目標値		令和5年度 目標に対する 進捗率	評価
	令和元年度	令和5年度	令和5年度	令和12年度		
鉄道乗車人員数 (年間)	3,808千人	3,052千人	3,800千人		0%	D
路線バス乗車人員数 (年間)	5,098千人	4,574千人	5,000千人		0%	D
住宅総数における二重 サッシ又は複層ガラス の設置割合	38.8%	38.8%	42.7%	52.0%	—	—
1人1日当たりの生活 系ごみ排出量（資源 物・集資源回収除く）	770g	612g	530g以下	530g以下 (令和7年度)	66%	C
事業系ごみ排出量	30,926t	29,557t	24,200t以下	24,200t以下 (令和7年度)	20%	D
環境に関するイベント 等の参加者数	1,605人	7,778人(累計) ※令和3～5年度	5,100人(累計) ※令和3～5年度	17,000人(累計) 毎年1,700人以上	100%	A
本市の事務事業から排 出される温室効果ガス 排出量	71,204t-CO2	57,697t-CO2	64,186t-CO2	43,749t-CO2	100%	A

第4節 温室効果ガス吸収源の確保に向けた取組の推進

1. 森林等の保全・適正管理の推進

温室効果ガスの吸収源となる森林等を保全し適切に管理するため、森林環境譲与税を財源として、適切な森林整備を実施するとともに、木材の普及啓発等の推進を図りました。

「人の生活や環境と森林の関係」について、理解と関心を深めてもらうため、「木材市場」の見学や丸太切り等を実施し、地球温暖化防止への意識向上を図りました。



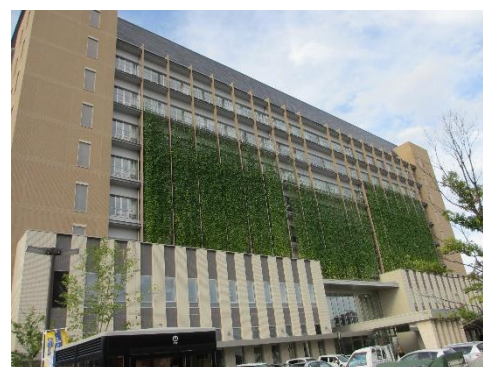
「道の駅ふくしま」に隣接する屋内こども遊び場「もも Rabi キッズパーク」内の木製遊具

2. 都市緑化等の推進

身近な生活環境における緑化の推進は、温室効果ガスの吸収源としてはもちろん、ヒートアイランド現象の抑制や良好な景観の維持など様々な効果が期待されます。

壁面緑化等の取り組みを推進するため、植物によるグリーンカーテン事業を市役所本庁舎のほか、支所や学習センター、保育所等の各施設で行いました。

また、緑豊かなまちづくりについて広く市民の理解と協力を得るため、春と秋に緑化キャンペーンを開催し、緑化に関する相談、苗木の無料配布などを行いました。



グリーンカーテン（市役所本庁舎）

【目標（指標）】

	基準値	実績値	目標値		令和5年度 目標に対する 進捗率	評価
	令和元年度	令和5年度	令和5年度	令和12年度		
民有林整備面積	148.7ha	350.3ha	198.6ha	252ha	100%	A
一人当たり都市公園面積	11.65 m ²	12.09 m ²	11.8 m ²	12.37 m ²	100%	A
生垣設置事業補助対象 延長（累計）	6,819 m	7,005m	8,034m	8,845m	15%	D

第5節 気候変動を見据えた対策の推進

1. 農業、森林・林業分野における対策

気候変動による病虫害の頻発や栽培適地の移動などの影響を最小限にとどめるため、「環境保全型農業直接支払交付金」を活用することにより、環境保全型農業に取り組む農業者を支援しました。

また、気候変動への対応や農作物被害対策を強化するため、裂果防止や病虫害防除等において効果のある雨よけハウス等の果樹栽培施設等の新設・更新により品質の向上を図る果樹農家に対し、経費の一部を補助したほか、気候変動に伴う病虫害の蔓延を防ぐため、防除薬剤の共同購入に対し支援を行いました。

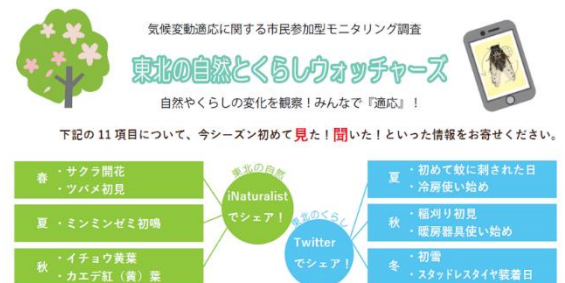
2. 水環境・水資源分野における対策

阿武隈川支流の17河川23地点で水質調査を実施しました。

また、地球温暖化に起因する降雪量の減少に伴い、農業かんがい期における水不足の影響が懸念されていることから、気候変動適応東北広域協議会雪分科会において、広域アクションプランの自治体への実装のため、行政機関や学識経験者等と意見交換を行い、適応策実装の課題やノウハウの共有を図りました。

3. 自然生態系分野における対策

気候変動が植物に与える影響を調べるため、気候変動適応東北広域協議会生物季節分科会と共同で、生物季節観測（桜の開花日、カエデ紅葉日、イチヨウ黄葉日）を行い、データを収集しました。あわせて市民参加型モニタリング調査を合同で実施しました。



出典：市民参加型モニタリング調査（環境省）

4. 自然災害分野における対策

災害情報などを一元的に収集・表示する災害オペレーションシステムの運用を行うとともに、危機管理型水位計情報を迅速に把握するための機能を追加し、河川水位監視の更なる強化に努めました。

また、子ども達をはじめ、様々な世代が「気軽に楽しみながら防災について学ぶ」ことを目的に、学校の運動会や授業、企業の訓練や地域のイベントに防災体験メニューを取り入れる「ぼうさい体験パッケージ」を実施し、防災意識の醸成や災害が発生した際の危機対応力の向上を図りました。

そのほか、大雨時に河川への雨水流出を抑制することを目的とした田んぼダム用排水柵の整備を進めており、令和5年度は16.3haの水田に57基設置しました。



ぼうさい体験パッケージの様子

5. 健康分野における対策

暑熱に対する注意喚起を図るため、熱中症の予防や対処方法等について、地域の健康教育教室等での周知啓発や、ホームページ、SNS及び市政だより等を活用し、情報発信を行いました。

また、感染症対策として、感染症だよりやホームページを活用し、蚊やダニ媒介感染症に関する情報提供（発生時の注意喚起、予防対策等）を行い、感染症の発生及びまん延の防止に努めました。

6. 産業・経済活動分野における対策

企業間及び産学連携の推進を図るとともに、ものづくり企業における新規取引の拡大や新たなビジネスの創出を図ることを目的として、「ふくしま産学官連携ビジネス交流会」を開催しました。



ふくしま産学官連携ビジネス交流会の様子

7. 都市生活分野における対策

令和4年4月に開業した「道の駅ふくしま」について、防災倉庫や非常用電源設備等の設置により、「広域防災拠点」の機能を兼ね備えた施設として整備しました。

また、令和5年度は、地震と大雨に伴う土砂崩れを想定した応急復旧訓練・避難広報訓練・救出救助訓練等実証訓練を災害時連携ふくしまタスクフォース（ライフライン関連）と行いました。

そのほか、本市では、他の自治体や企業・団体と災害時応援協定を締結し協力関係の構築を図りました。



災害時連携ふくしまタスクフォースによる訓練の様子

【目標（指標）】

	基準値	実績値	目標値		令和5年度 目標に対する 進捗率	評価
	令和元年度	令和5年度	令和5年度	令和12年度		
環境保全型農業直接支払 交付金対象面積	4,672 a	5,226 a	4,918 a	5,500 a	100%	A
民有林整備面積（再掲）	148.7ha	350.3ha	198.6ha	252ha	100%	A
河川の水温について10年移 動平均から2℃以内を維持し ている地点数	23/23	23/23	23/23	23/23	100%	A
市管理河川(110河川)河道掘 削/土砂浚渫の実施済数	0	53	12	40	100%	A
浸水深等標識(約440箇所)の 設置数	217	396	283	440	100%	A

第3章 ゼロカーボン庁内率先計画

第1節 計画の概要

1. 計画の位置付け

本計画は「福島市脱炭素社会実現実行計画」の事務事業編に位置づけられており、市の事務事業に伴う環境負荷の低減に取り組んでいます。なお、本計画の基準年度は、福島市脱炭素社会実現実行計画と同様に2013年度とします。

2. 計画の対象、目標

(1) 対象物質

二酸化炭素（CO₂）、一酸化二窒素（N₂O）、メタン（CH₄）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の4種類とします。

(2) 対象範囲

福島市役所のすべての組織・施設における事務事業を対象とします。（指定管理者制度により民間事業者が管理する施設を含む。）

(3) 計画の目標

市脱炭素社会実現実行計画(区域施策編)の改定に伴い、当計画の事務事業編にあたる本計画の削減目標を変更しました。本計画では、2030年度までに（1）「事務事業に係る温室効果ガス排出量」を2013年度比で55%削減、（2）「廃棄物処理等に係る温室効果ガス排出量」を2013年度比で39%削減、（3）「事務事業から生じる用紙類使用量及び廃棄物排出量」については用紙類使用量を2013年度比で55%削減、廃棄物排出量を2013年度比で39%削減することを目標としています。

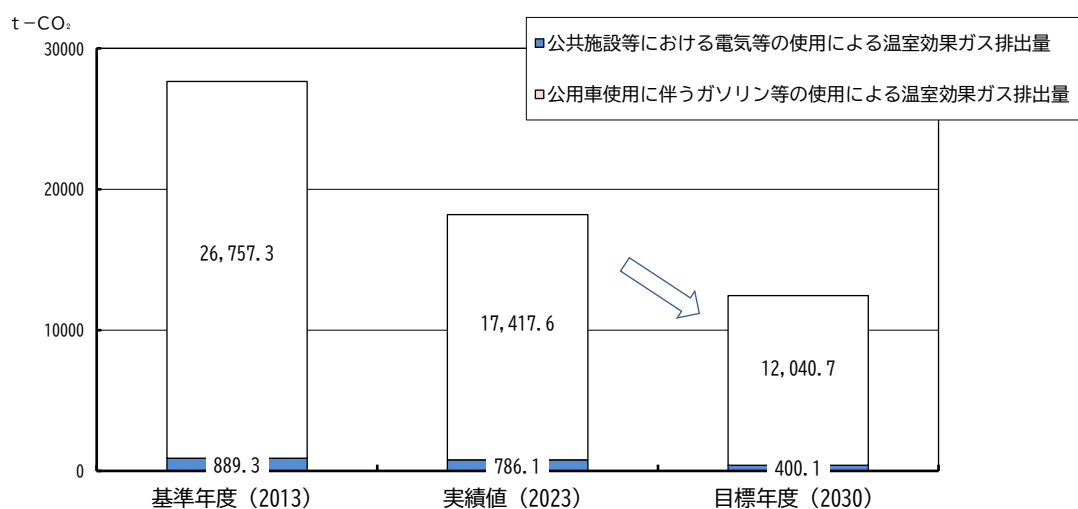
第2節 排出量等の状況

1. 事務事業に係る温室効果ガス排出量（CO₂換算）

	基準値 2013年度	実績値 2023年度	目標値 2030年度	削減率	進捗率
事務事業に係る 温室効果ガス排出量の計（t-CO ₂ ）	27,646.6	18,203.7	12,440.9	-34.2%	62%
公用車使用に伴う ガソリン等の使用による 温室効果ガス排出量（t-CO ₂ ） ※1	889.3	786.1	400.1	-11.6%	21%
公共施設等における 電気等の使用による 温室効果ガス排出量（t-CO ₂ ） ※2	26,757.3	17,417.6	12,040.7	-34.9%	63%

※1：エネルギー起源CO₂（ガソリン、軽油使用による排出）、メタン・一酸化二窒素（自動車走行による排出）、ハイドロフルオロカーボン（カーエアコンの使用による排出）の計

※2：エネルギー起源CO₂（電気、灯油、A重油、LPガス、都市ガスの使用による排出）の計



○エネルギー（燃料・電気）の使用量

		基準年度 2013年度	実績値 2023年度	削減率 (基準年度比)
燃料 使用 量	ガソリン (ℓ)	256,726.0	228,122.4	-11.1%
	灯油 (ℓ)	1,014,122.3	453,069.3	-55.3%
	軽油 (ℓ)	101,966.6	90,930.9	-10.8%
	A重油 (ℓ)	642,472.0	398,935.0	-37.9%
	L P ガス (m ³)	165,089.0	133,595.6	-19.1%
	都市ガス (m ³)	853,389.2	875,909.0	2.6%
電気使用量 (kWh)		33,006,126.9	25,953,939.6	-21.4%

(1) 燃料使用量

燃料のうち、灯油使用量は45万3,069.3リットルであり、基準年度比で55.3%削減しました。

市内小中学校へのエアコン導入に伴うストーブ使用の減少や 2019 年度より斎場で灯油を使用しなくなったことなどが理由として考えられます。

(2) 電気使用量

系統電力から購入した電気使用量は2,595万3,939.6kWhで、基準年度比で21.4%削減しました。

複数の本庁舎以外の施設や指定管理施設において、あらかわクリーンセンターのごみ発電を使用した電力契約に変更していることが理由として考えられます。

2. 廃棄物処理等に係る温室効果ガス排出量

	基準値 2013年度	実績値 2022年度	目標値 2030年度	削減率	進捗率
廃棄物処理等に係る 温室効果ガス排出量 (t-CO ₂) ※	51,324.0	39,493.0	31,307.6	-23.1%	59%

※非エネルギー起源CO₂（一般廃棄物の焼却による排出）、メタン・一酸化二窒素（一般廃棄物の焼却、下水道処理、し尿処理による排出）の計

廃棄物処理等に係る温室効果ガス排出量は39,493.0t-CO₂となり、基準年度比で23.1%の削減となりました。一般廃棄物の焼却において、廃プラスチックごみの焼却量が減少したことが理由として考えられます。

3. 事務事業から生じる用紙類使用量及び廃棄物排出量

	基準値 2013年度	実績値 2023年度	目標値 2030年度	削減率	進捗率
事務事業から生じる 用紙類使用量 (枚)	40,732,706	23,047,542	18,329,717	-43.4%	79%
事務事業から生じる 廃棄物排出量 (kg)	612,640.0	500,892.9	373,710.4	-18.2%	47%

市役所全体における用紙類使用量は2,304万7,542枚となり、基準年度比で43.4%の削減となりました。

BPRや内製システムの活用、文書管理システム（書類のデータ化、電子決裁など）の運用により、全庁的にペーパーレス化が浸透しています。

市役所全体における廃棄物排出量は50万892.9kgとなり、基準年度比で18.2%の削減となりました。

本市主催のイベントにおいて、廃棄物の分別や減量化などに努めたことや、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用したことなどが理由として考えられます。

4. グリーン購入に関する達成状況

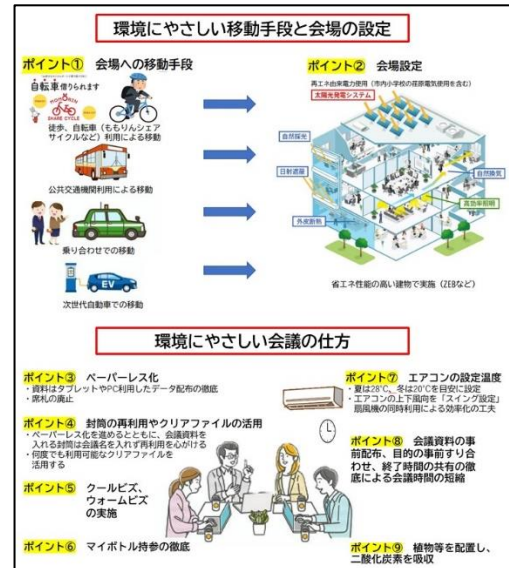
本市では「福島市グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達の推進を図っています。令和4年度のグリーン購入率は85.8%となり、基準年度と比べ1.6%上昇しました。

第3節 取組状況

本市では「全ての職員による率先したエコ活動の実践」を基本方針として取り組んでおり、主な取組を記載します。

1. 環境負荷低減に向けたエコ活動の実践

- ・クールビズやウォームビズ期間を設定せず、ノーネクタイやノージャケット等、気温や業務内容に応じた服装勤務を通年で実施したほか、エレベーターの使用を控え、階段の利用を推奨するなどし、電気使用量の削減に取り組みました。
- ・事務のICT化を進め、BPRや内製システムの活用、文書管理システム（書類のデータ化、電子決裁など）の運用により、ペーパーレス化を推進しました。
- ・ゼロカーボン様式の会議（会場への移動手段や会場設定、開催形式の見直しなど）を示しました。
- ・ウェブ会議システムを活用するなどし、移動に伴うエネルギー使用量の削減に努めました。



ゼロカーボン様式会議
～環境にやさしい会議のあり方のご提案～

2. 環境負荷低減のための施設マネジメント

- ・清水支所の建替について、省エネルギー設備や太陽光発電設備（25kW）、蓄電池（11kWh）などを導入し、本市の公共施設で初めてZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の認証（ニアリーゼバ）を取得した施設を整備しました。（令和5年10月建物完成、令和6年2月開所）
- ・本市の公共施設（59箇所）にゴーヤの苗を配布し、グリーンカーテンによる公共施設の緑化を推進しました。



清水支所新庁舎

3. グリーン購入の推進

令和5年度は、3台の公用車を電気自動車へ置き換えました。

なお、当該車両には、あらかわクリーンセンターのごみ焼却熱を利用して発電されたグリーンな電力を供給しています。



ごみ焼却熱発電による電力を利用した電気自動車

資料編

資料 1 環境（公害）行政のあゆみ

資料 2 用語解説

資料1 環境(公害)行政のあゆみ

年	福島市の環境(公害)行政のあゆみ	県・国などの動向
昭和41年 昭和42年 昭和43年		4月 「福島県公害防止条例」制定 8月 「公害対策基本法」制定 6月 「大気汚染防止法」制定 「騒音規制法」制定
昭和44年		12月 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」(「公害健康被害の補償等に関する法律」の前身)制定
昭和45年	10月 「公害係」設置 「福島市公害対策審議会」設置 「福島市公害対策連絡会議」発足	7月 政府に「公害対策本部」設置 10月 「福島県公害紛争処理条例」制定 12月 通称「公害国会」の開催 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「水質汚濁防止法」、「公害紛争処理法」等の公害関係14法の制定、改正
昭和46年	8月 「福島市公害対策連絡会議」を「福島市生活環境対策連絡会議」に名称変更	6月 「悪臭防止法」制定 7月 「環境庁」の設置 「福島県生活環境保全条例」制定 「福島県産業公害等防止条例」制定
昭和47年	主要幹線道路の騒音実態調査を開始 3月 「福島市公害防止対策条例」制定 4月 市内公共用水域(河川)の水質調査を開始 7月 「福島市公害モニター制度」(「福島市環境モニター制度(S56.4〜)」の前身)発足 8月 「福島市公害防止施設整備資金融資制度」導入	6月 「自然環境保全法」制定 10月 「福島県自然環境保全条例」制定
昭和48年	7月 「公害係」が「環境保全係」となる 12月 「福島市地下水保全条例」制定	10月 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」制定 「公害健康被害補償法」(「公害健康被害の補償等に関する法律」の前身)制定
昭和49年	11月 大気汚染観測所を設置 公害分析室設置	
昭和50年	3月 東北縦貫自動車道開通	3月 「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」制定 6月 「振動規制法」制定
昭和51年 昭和52年	3月 「福島市環境保全計画」策定 7月 「ホタルの里づくり」事業のための調査研究 10月 地下水揚水量等実態調査を実施	
昭和53年	「吾妻山の火山活動にともなう自然環境影響調査」を実施(〜54年)	
昭和54年	4月 「福島市電波障害防止に関する指導要綱」制定 5月 吾妻中学校、野田中学校を自然環境保全指定校に選定し、ゲンジボタルの生態研究を実施 「ホタルの里」地域指定	
昭和55年 昭和57年 昭和58年	6月 東北新幹線鉄道開通 12月 「福島市道路粉じん問題連絡会議」設置 スパイクタイヤ装着による道路粉じん実態調査	8月 「福島県高速交通公害対策連絡会議」設置
昭和59年 昭和60年		8月 「環境影響評価の実施について」閣議決定 11月 「福島県スパイクタイヤの使用自粛要綱」制定
昭和61年 昭和62年	8月 「福島の水30選」に「幕滝」「摺上川上流」が選定される 8月 「スターウォッチング星空の街」に「浄土平」が選定される	8月 環境庁「スターウォッチング星空の街コンテスト」を実施
昭和63年 平成2年 平成3年	2月 「福島市生活排水浄化対策推進連絡会議」設置	5月 「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」制定 6月 「スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律」制定 4月 「再生資源の利用の促進に関する法律」(「資源の有効な利用の促進に関する法律」の前身)制定 7月 「福島県環境影響評価要綱」施行
平成4年	3月 「福島市生活排水浄化対策推進基本方針」施行	6月 リオ・デ・ジャネイロで地球サミットを開催し、環境と開発に関するリオ宣言、アジェンダ21を採択 11月 「環境基本法」制定
平成5年	2月 広瀬川流域(本市は小国川流域)が「生活排水対策重点地域」に指定される 4月 「福島市生活排水対策推進指導員制度」(「ふるさとふくしま清流づくり推進指導員制度(H14.4〜H20.3)」の前身)発足	
平成6年	11月 県内24市町村長により「第1回阿武隈川サミット」を開催(平成7年より宮城県5市町を加え29市町村で実施)	3月 「気候変動に関する国際連合枠組み条約」(地球温暖化防止条約)発効 12月 国が「環境基本計画」を閣議決定 6月 国の「率先行動計画」を閣議決定
平成7年	4月 「水質汚濁防止法」の政令市に指定される 「福島市環境大賞」制定(〜H21)	
平成8年	7月 「日本の音風景100選」に「福島市小鳥の森」が選定される 「福島市環境審議会」設置	3月 「福島県環境基本条例」制定 「福島県水環境保全基本計画」策定 7月 「福島県生活環境の保全等に関する条例」制定(H9.4施行)

年	福島市の環境（公害）行政のあゆみ		県・国などの動向	
平成 9 年	12月	「うつくしまの音30景」に「吾妻修験道の不動滝にしみいるエゾハルゼミの声」が選定される	3月	「福島県環境基本計画」策定
平成 10 年	6月	「福島市環境基本条例」制定	6月	「環境影響評価法」公布（H11.6施行）
平成 11 年	7月	「福島市環境保全推進連絡会議」設置	12月	「地球温暖化防止京都会議」（COP3）開催
平成 12 年	3月	「福島市環境基本計画」策定	10月	「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定（H11.4施行）
平成 13 年	1月	「福島市率先実行計画」策定	12月	「福島県環境影響評価条例」制定（H11.6施行）
平成 14 年	2月	「福島市率先実行計画」改正（グリーン購入調達方針の策定）	3月	「福島県地球温暖化対策推進計画」策定
	12月	「福島市水道水源保護条例」を制定（H15.6施行）	7月	「ダイオキシン類対策特別措置法」制定（H12.1施行）
平成 15 年	2月	「福島市水道水源保護審議会」設置		「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法）制定（H12.3施行）
	6月	「水道水源保護地域」として、摺上川ダム水源保護地域と茂庭簡易水道水源保護地域を指定	5月	「国等による環境物品の調達の推進等に関する法律」公布（H13.1施行）
平成 16 年	3月	「福島市пой捨てのない美しいまちづくり条例」制定（H16.6施行）	6月	「循環型社会形成推進基本法」制定、施行
平成 17 年			1月	「環境省」の設置
平成 18 年	3月	「第2期福島市率先実行計画」策定	3月	「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」制定（H15.4施行）
平成 19 年				「福島県環境基本計画（第2次）」策定
平成 20 年	6月	「平成の名水百選」に荒川入選		レッドデータブックふくしまⅠ（植物・昆虫類・鳥類）発行
平成 21 年	3月	レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定締結	5月	「土壌汚染対策法」制定（H15.2施行）
平成 22 年	6月	市内13事業者36店舗にてレジ袋無料配布中止開始	12月	「自然再生推進法」制定（H15.1施行）
	5月	「住宅用太陽光発電システム設置助成制度」受付開始	3月	レッドデータブックふくしまⅡ（淡水魚類/両生・爬虫類/哺乳類）発行
平成 23 年	3月	「第2次福島市環境基本計画」を策定 「福島市地球温暖化対策実行計画」策定 「福島市大気汚染観測所（天神局）」廃止	7月	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」制定
	11月	「放射線モニタリングセンター」開所	6月	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」制定（H17.6施行）
平成 24 年				「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」制定
平成 25 年	4月	「第2次福島市環境基本計画」一部見直し 「福島市再生可能エネルギー等施設整備資金利子補給制度」受付開始	2月	「京都議定書」発効
	8月	「ふくしま環境基本計画推進協議会」設置	6月	「21世紀環境立国戦略」閣議決定
平成 26 年	11月	第1回ふくしま環境フェスタ開催	2月	「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」の公表
平成 27 年	4月	「再生可能エネルギー推進係」設置	6月	「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正（H15.4施行）
	2月	「福島市再生可能エネルギー導入推進計画」策定	7月	G8北海道洞爺湖サミットにて2050年までに温室効果ガス排出量50%削減を目標設定
	9月	第27回「星空の街・おおぞらの街」全国大会開催	4月	「改正土壌汚染対策法」制定（H22.4施行）
平成 28 年	10月	「福島市次世代エネルギーパーク計画」認定	7月	「エコポイント制度」開始
平成 29 年	8月	「クールチョイス」に賛同	1月	「チャレンジ25」キックオフ
平成 30 年	4月	中核市へ移行（県から大気汚染、産業廃棄物処理に関する業務等が委譲） 「環境保全係」設置	3月	「福島県環境基本計画（第3次）」策定
令和元年			10月	生物多様性条約第10回締結国会議（COP10）名古屋にて開催
			12月	「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」制定（H23.10施行）
			3月	「海洋生物多様性保全戦略」策定
				「福島県地球温暖化対策推進計画」策定
				「東北地方太平洋沖地震（M9.0）」発生
				「福島第一原子力発電所事故」発生
			1月	「放射性物質汚染対処特措法」施行
			3月	「温泉資源の保護（地熱）に関するガイドライン」策定
			6月	「新しい地域パートナーシップによる公害防止取組指針」策定
			7月	「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」開始
			3月	「福島県環境基本計画（第4次）」策定
				「福島県水環境保全基本計画」策定
			2月	森合局にてPM2.5の測定開始
			9月	国連サミットにて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択
			12月	気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）にて「パリ協定」採択
			5月	「地球温暖化対策計画(国)」策定
			8月	「水銀に関する水俣条約」発効
			3月	「福島県地球温暖化対策推進計画」改定
			4月	「第五次環境基本計画(国)」策定
			6月	「第四次循環型社会形成推進基本計画(国)」策定
				「気候変動適応法」公布（12月施行）
			11月	「気候変動適応計画(国)」策定
			5月	「プラスチック資源循環戦略(国)」策定
			6月	「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(国)」策定

年	福島市の環境（公害）行政のあゆみ		県・国などの動向	
令和2年			6月	環境省「気候危機宣言」
令和3年	2月	「第3次福島市環境基本計画」策定 「福島市脱炭素社会実現実行計画」策定（福島市地球温暖化対策実行計画と福島市再生可能エネルギー導入推進計画を統合） 「2050年度ゼロカーボンシティ宣言」	10月	「2050年カーボンニュートラル宣言（国）」
			2月	「2050年カーボンニュートラル宣言（県）」
令和4年	4月	「環境企画係」と「再生可能エネルギー推進係」を廃止し、「温暖化対策推進係」を設置	6月	国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」策定
			12月	「福島県環境基本計画（第5次）」策定 「福島県地球温暖化対策推進計画」改定
	8月	水素と再生可能エネルギーをテーマとした初の本格的イベント「水素day&再エネまつり」開催	1月	「福島県地球温暖化対策ポータル」開設
令和5年	12月	福島市環境ポータルサイト「ふくエコ」開設	4月	脱炭素先行地域選定（第1回）（国）
			5月	「福島県2050年カーボンニュートラルロードマップ」策定
			7月	GX実行会議 開始（国）
	8月	「福島市脱炭素社会実現実行計画」一部見直し 福島大学とゼロカーボンシティの実現に向けた取組に特化した連携協定を締結 磐梯朝日国立公園（土湯温泉・高湯温泉）のゼロカーボンパーク登録	3月	「福島県地球温暖化対策推進計画」改定
	12月	「デコ活」に賛同	4月	気候変動適応センターを設置（県）

資料2 用語解説

ア

IPCC

「気候変動に関する政府間パネル」の略称。国際的な専門家で作る、地球温暖化についての科学的な研究の収集、整理のための政府間機構です。地球温暖化に関する最新の知見の評価を行い、対策技術や政策の実現性やその効果などに関する科学的知見の評価を提供しています。

イ

石綿（アスベスト）

天然の鉱物繊維であり、摩擦に強く切れにくい、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくいという特性を持っています。人が吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、潜伏期間を経て、肺がんや悪性中皮腫などの病気を引き起こすおそれがあり、石綿が飛散しないよう対策を講じる必要があります。

工

SDGs

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいて採択された2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までの世界共通の目標。誰ひとり取り残さないことを目指し、世界が達成すべき17の目標で構成されています。

オ

温室効果ガス

二酸化炭素、二酸化二窒素、フロン、メタンなど、熱を吸収し再放出する性質を持つ気体で、大気中の量が増加することにより、宇宙空間に放出される熱が減少し、地球全体の気温が次第に高くなってきていることが確認されています。

カ

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。

化石燃料

地質時代の生物の遺骸が堆積し、長い年月をかけて変成されてできた石炭・石油・天然ガスなどの燃料の総称です。

環境影響評価（環境アセスメント）

環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際して、その影響を事前に予測、評価し、その結果を公表して地域住民や専門家の意見を聞くことなどにより、事業の内容を見直しや環境保全対策を講じようとするための手段です。平成9年にその手続きを定めた法律「環境影響評価法」が制定されました。

環境教育

人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、個人や集団が環境に配慮した責任ある行動をとることを目的として、家庭、地域社会、学校、企業、行政などで行う教育及び学習のことをいいます。生涯教育として、幼児から高齢者までのあらゆる年齢層の人々が対象となります。

環境月間（環境の日）

環境基本法では6月5日を「環境の日」と定め、6月の1か月間を「環境月間」とし、環境問題についての関心と理解を深めるため、環境保全活動の普及、啓発に関する各種行事を実施することとしています。なお、環境の日は、1972年6月5日にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものです。

ク

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷が少ないものを選んで購入することです。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

コ

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域及びこれに接続する水路（終末処理場に流入する下水道を除く）をいいます。

国連気候変動枠組条約

平成4（1992）年に、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする国際的な枠組みを定めた条約であり、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことが合意されました。同条約に基づき、平成7（1995）年から毎年、気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催されています。

サ

再生可能エネルギー

「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年7月8日号外法律第72号）」において、「エネルギー源として持続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。

里山

都市の近辺にあり、燃料・肥料・生活資材の調達、水源かん養など、生活に深い関わりを持っている森林で、雑木林などの二次林、スギの植林、竹林などで構成される低山や丘陵をいいます。

酸性雨

大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物などが空気中の水分や雨に溶け込み雨水が酸性化されたもので、一般的にはpHが5.6以下の場合をいいます。欧米では、森林被害や歴史的建造物が溶けてしまうなどの被害も生じています。

シ

次世代自動車

平成20年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」において、運輸部門からの二酸化炭素削減のため、ハイブリッド自動車・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・クリーンディーゼル自動車・天然ガス自動車等を「次世代自動車」と定めています。

浄化槽

浄化槽とは「浄化槽法」では、便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水（工場廃水、雨水を除く）を処理し、公共下水道以外に放流するための施設と定義づけられています。

セ

生活排水

し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂などからの排水。「生活排水」のうち、し尿を除くものを「生活雑排水」といいます。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の汚濁状況を示す代表的な指標で、数値が大きいほど河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを意味します。

生物多様性

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいいます。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定していると言えます。この生物多様性の保護に関して、生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が採択され、わが国は平成5年5月に批准しました。この条約は、地球上の生物の豊かさ、生物が生活する環境の豊かさ、遺伝子資源の多様性が重要であるとの考えの基に世界的に保全していこうというものです。

ZEB

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギーをゼロにすることを目指した建物のことです。

タ

ダイオキシン類

有機塩素化合物であり、ポリ塩化ジベンゾフラン（135 種類）とポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（75 種類）、コプラナーPCB（十数種類）の総称。物の燃焼過程などで非意図的に生成されます。ダイオキシン類の中でも最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ダイオキシンについては、人に対する発がん性が指摘されています。

多自然型工法

多様性豊かな生態系の保全・育成を図るため、河川改修などにあたって、植生や自然石を利用した護岸を採用するなど、自然の持つ構造的な多様性を尊重した工事方法のことです。

ナ

ナッジ

行動科学の知見の活用により、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法のことです。

ヒ

ビオトープ

ギリシャ語で生命を意味する「Bios」と場所を意味する「Topos」を合わせてドイツで初めて用いられた造語です。気象条件、生物的・非生物的要素の分布状態などによって、他と区別される動植物の生息場所をいいます。

ヘ

HEMS

ホームエネルギーマネジメントシステム（Home Energy Management System）の略称。家庭でのエネルギー使用状況を、専用のモニターやパソコン、スマートフォン等に表示することにより、家庭における快適性や省エネルギーを支援するシステムで、空調や照明、家電製品等の最適な運用を促すものです。

マ

マイクロプラスチック

海洋などの環境中に拡散した微細（5mm以下）なプラスチック粒子。海洋を漂流するプラスチックごみが紫外線や波浪によって微小な断片になったものや合成繊維の衣料の洗濯排水に含まれる脱落した繊維、研磨材として使用されるマイクロビーズなどが含まれます。マイクロプラスチックに含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されます。

令和6年度版 福島の環境

—令和5年度事業報告—

第1部 総説

第2部 環境施策編

令和6年12月

福島市 環境部 環境課

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

TEL 024-525-3742(直通)

福島市ホームページ

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/>

福島市は、脱炭素につながる
新しい豊かな暮らしを創る国民運動
「デコ活」
に賛同しています。



福島市の環境ポータルサイトのご案内

下記の2次元バーコードにアクセスしますと、小学生向けの環境クイズや市内団体等の環境に関する取り組み状況を簡単に閲覧することができます。

